

令和7年度第5回山形市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会

日 時：令和8年1月23日（金）午後2時30分から
場 所：山形市庁舎10階 委員会開催室

次 第

1 開 会

2 議 事

議案第1号 第4次山形市地域福祉計画(案)について

3 そ の 他

4 閉 会

山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

【敬称略】

	氏名	勤務先・所属団体
	門脇 徹	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長
分科会長	今野 厚志	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
副分科会長	下村 美保	東北文教大学 人間科学部准教授
	高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
	長岡 茂樹	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
	増川 州宏	山形市身体障害者福祉協会 会長
	渡邊 陽	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事

事務局

	氏名	所属
	平吹 史成	山形市福祉推進部長
	鈴木 伸治	山形市福祉推進部次長（兼）地域共生社会課長
	菊地 弘史	山形市福祉推進部地域共生社会課 地域福祉推進総括主幹（兼）課長補佐
	市川 孝之	山形市福祉推進部地域共生社会課 課長補佐（福祉政策担当）（兼）福祉政策係長
	山路 顕	山形市福祉推進部地域共生社会課 課長補佐（地域福祉担当）（兼）地域福祉係長
	三井 由美	山形市福祉推進部地域共生社会課 福祉政策係 主幹
	中村 樹知	山形市福祉推進部地域共生社会課 地域福祉係 主査
	福島 七海	山形市福祉推進部地域共生社会課 福祉政策係 主事
	田中 冴実	山形市福祉推進部地域共生社会課 福祉政策係 主事

第4次山形市地域福祉計画 (案)

令和8年度(2026年度)
～
令和12年度(2030年度)

山形市
令和8年3月

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景	1
2	計画の趣旨	2
3	計画の対象	3
4	計画期間	3
5	計画の策定体制	4
6	SDGs(持続可能な開発目標)との関連	4

第2章 山形市の現状と課題

1	山形市の現状	5
2	第3次計画策定以降の主な社会情勢の変化	13
3	山形市におけるこれまでの取組の検証	17
4	福祉の各分野やその他関連分野の計画における主な課題	23
5	支援関係機関への聞き取りからの主な課題	25

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本目標	28
3	施策の体系	30

第4章 施策の展開

1 基本目標ごとの主な取組

基本目標1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり

(1)	地域住民が集う場づくり	33
(2)	各分野が連携した支援体制の整備	37
(3)	誰にでも支援を届ける仕組みづくり	40

基本目標2 みんなが何でも相談できるまちづくり

(1)	あらゆる相談を受け止める支援体制の構築	43
(2)	多機関の連携による支援ネットワークの構築	47

基本目標3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 市民意識の向上	49
(2) 福祉の人材育成と活躍の場づくり	52
(3) 地域活動の担い手づくり	55

基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり	57
(2) 権利擁護の推進	59
(3) 暮らしやすいまちづくりの推進	62
2 基本目標に関連する施策・事業等	65

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の策定に当たって	69
2 実施体制と各事業の内容	71
3 重層事業実施に係る会議の開催	76
4 重層事業の推進体制	77
5 計画の進捗管理と評価、見直しについて	78

第6章 計画の推進と評価

1 施策を推進するための視点（横ぐし）	79
2 計画の進捗管理と評価について	80
3 成果指標の設定	81

資料編

1 社会福祉法（抜粋）	83
2 山形市社会福祉審議会条例	89
3 山形市社会福祉審議会運営要綱	92
4 山形市社会福祉審議会委員名簿	96
5 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	98
6 策定経過	99
7 用語説明集	100

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

国では、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の抱える福祉ニーズが複雑化・複合化していることに対応するため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月に閣議決定）において、すべての人が地域で支え合い、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を理念として掲げました。

これを受け、同年7月に厚生労働省が設置した「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では、地域共生社会の実現のためには、すべての住民を対象とする包括的な相談支援体制が必要であると示されました。

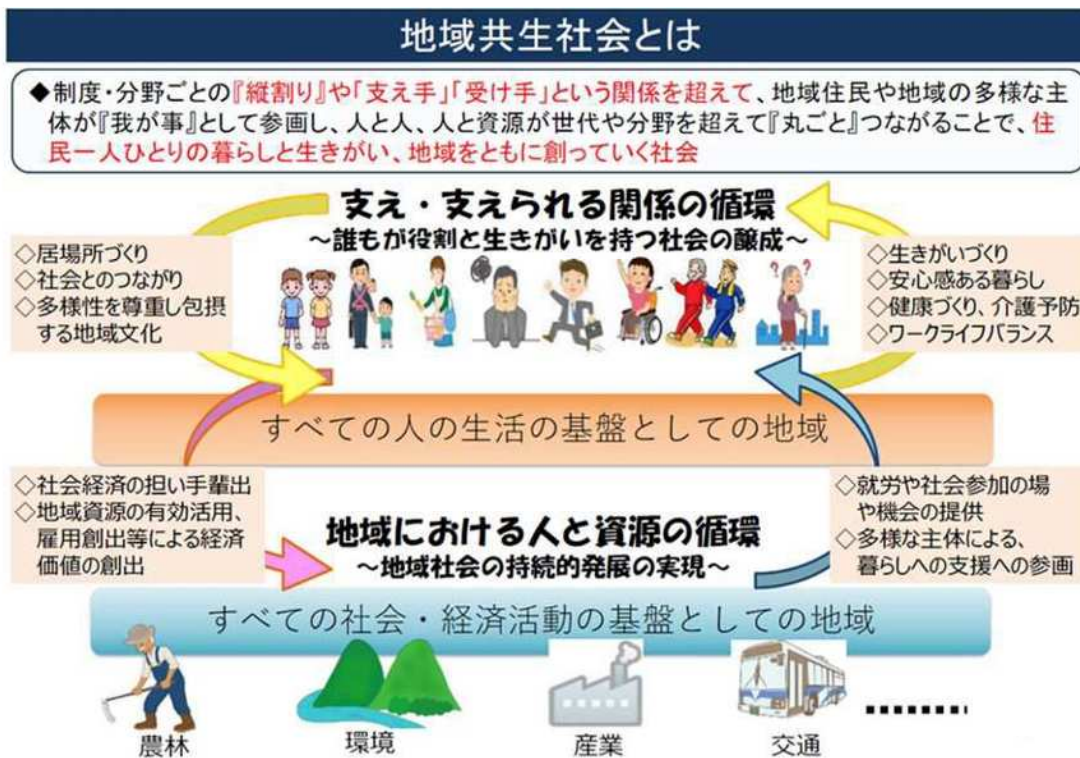
法改正の面では、平成29年（2017年）6月に公布された改正社会福祉法において、市町村が「包括的な支援体制^{*}」づくりに努めることが規定され、さらに令和3年（2021年）4月に施行された改正社会福祉法では、包括的な支援体制を構築するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

山形市ではこれらの動向を踏まえ、国のモデル事業の実施を経て、令和4年度（2022年度）から、介護、障がい、こども、生活困窮といった分野ごとの相談支援体制では対応しきれない「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に応える包括的な支援体制を構築する、「重層的支援体制整備事業」を開始しました。その中で、支援関係機関が協働して包括的な支援体制を構築することを目的とした「福祉まるごと支援事業」と、地域の様々な相談を受け止め地域づくりを推進する「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を実施しています。

昨今、人口減少や単身高齢者世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、住民が抱える地域生活課題は一層複雑化・複合化しています。見守りや生活支援を必要とする単身高齢者の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア^{*}」といった従来の課題に加え、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などをこどもや若者が日常的に行う「ヤングケアラー^{*}」、身寄りのない高齢者等への支援等が求められています。さらに、コロナ禍を経て、地域や職場、学校におけるつながりが希薄化したことで、ひきこもりや孤独・孤立の問題が深刻化し、単一の分野だけでは解決が難しい課題が生じています。

これらの情勢を踏まえ、これまで山形市が進めてきた「我が事・丸ごと」の地域づくりをさらに推進します。地域の多様な主体が参画し、誰もが生きがいを持てる「地域共生社会」の実現を目指して、本計画を策定します。

また、地域住民の複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」を併せて策定します。これにより施策を一体的に展開し、包括的な支援体制の整備を推進します。



(資料：厚生労働省)

2 計画の趣旨

(1) 法的な位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する行政計画です。

同法同条に掲げる5つの事項を一体的に定め、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等の方向性を示し、山形市の地域福祉を総合的に推進することを目的としています。

(2) 上位計画・関連計画等との関係

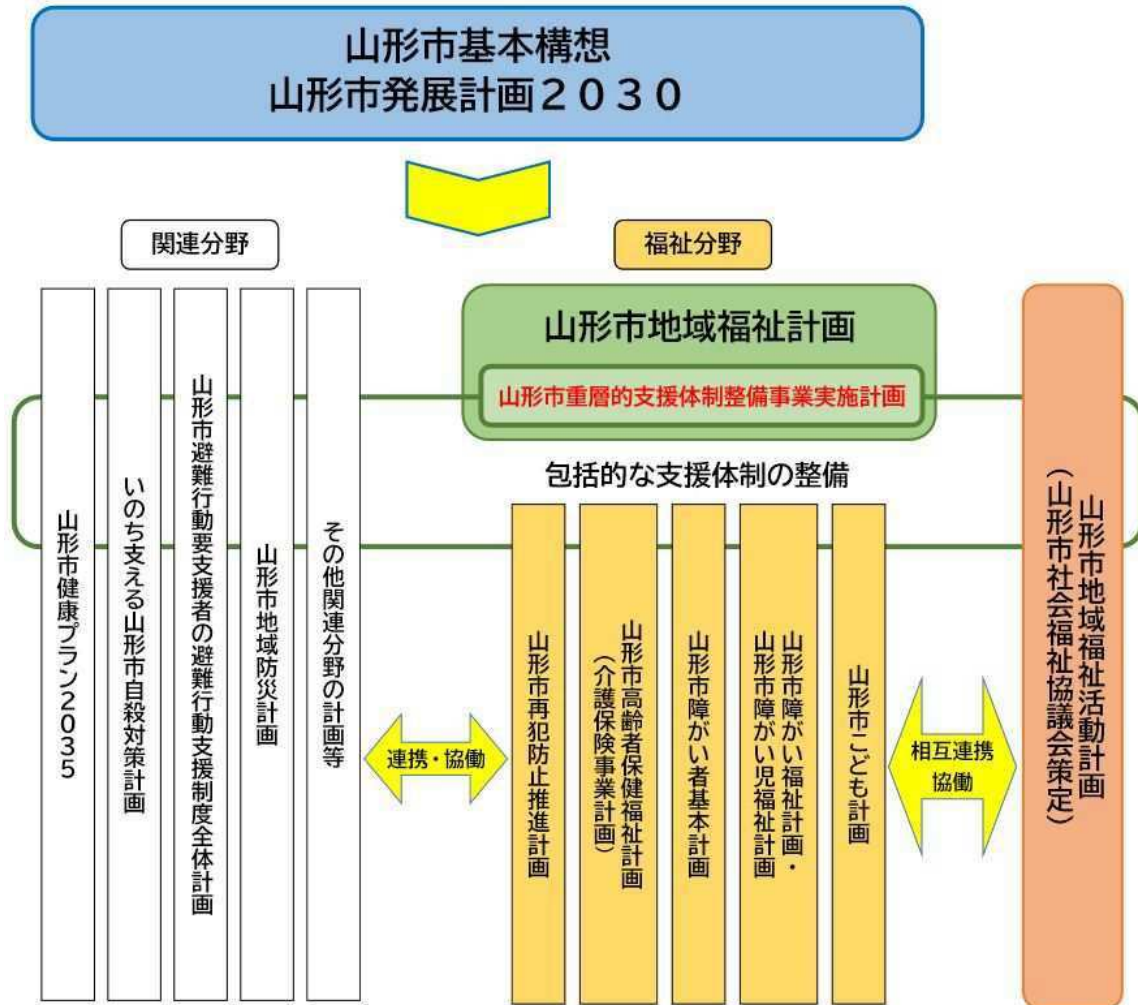
本計画は、山形市の基本計画である「山形市発展計画2030*」を上位計画とし、地域福祉を推進するために策定するものです。平成30年(2018年)4月に施行された社会福祉法の改正により、市町村が策定する地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載することが示されました。これを受け、本計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置付けます。

「山形市再犯防止推進計画」、「山形市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」、「山形市障がい者基本計画」、「山形市障がい福祉計画」・「山形市障がい児福祉計画」、「山形市こども計画*」と調和を図るとともに、その他の関連計画との整合性や関連性を保ちながら、地域福祉を総合的に推進していきます。

(3) 「山形市地域福祉活動計画」との関連性

地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画であり、山形市社会福祉協議会*が中心となり策定する「山形市地域福祉活動計画*」と相互に連携を図り、協働することで、一体的に地域福祉の充実を目指します。

【体系図】



3 計画の対象

本計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍といった属性や世代に関係なく、全ての市民を対象とします。そして全ての市民が協力し合い、支え合う地域共生社会の実現を目指します。

4 計画期間

本計画は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

(1) 市役所内組織

地域福祉に関連する関係課等で構成するワーキンググループや関係課長会議及び関係部長会議を実施しました。

(2) 山形市社会福祉協議会

山形市社会福祉協議会が策定する「山形市第6次地域福祉活動計画」との整合性を図るため、計画策定にかかる関係課等ワーキンググループにてオブザーバーとして意見をいただきました。

(3) 山形市社会福祉審議会※

本計画の策定にあたり、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会※委員より、「第3次山形市地域福祉計画」の最終評価をもとに意見をいただきました。

6 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の実現とも深く関わっています。本計画における関連目標は次の通りです。



第2章 山形市の現状と課題

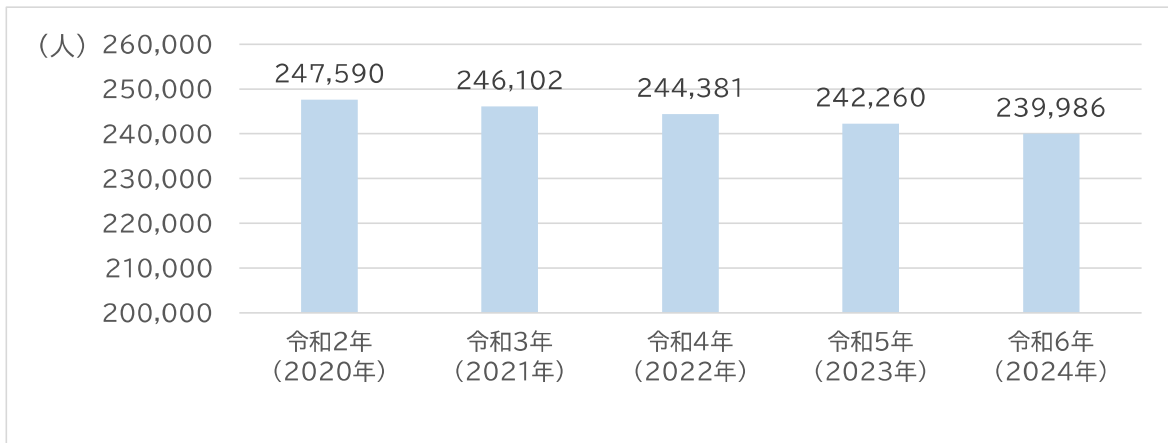
1 山形市の現状

(1) 人口と世帯の状況

山形市の総人口は徐々に減少する傾向にあります。年齢別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。人口の構成比率においても、0～14歳及び15～64歳の比率は減少しており、65歳以上の比率が増加しています。

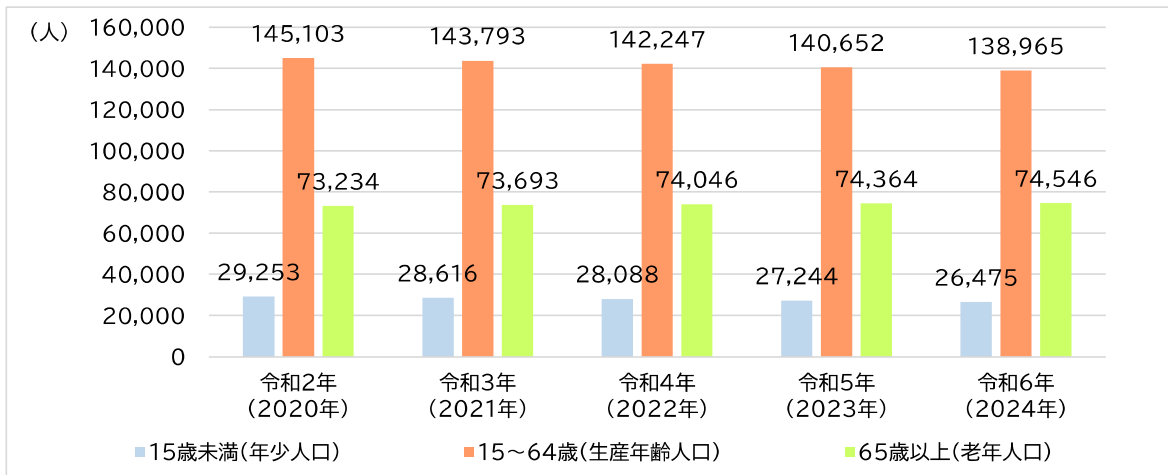
また、世帯構成については、年々世帯数が増加しているものの、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。

人口の推移



(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

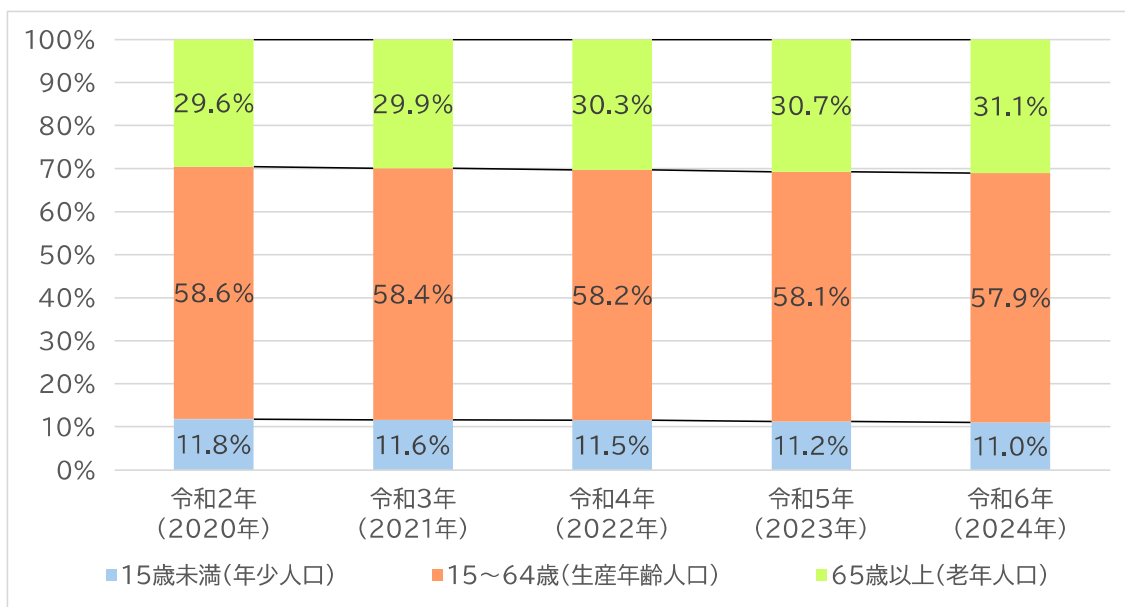
年齢3区分別人口の推移



(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

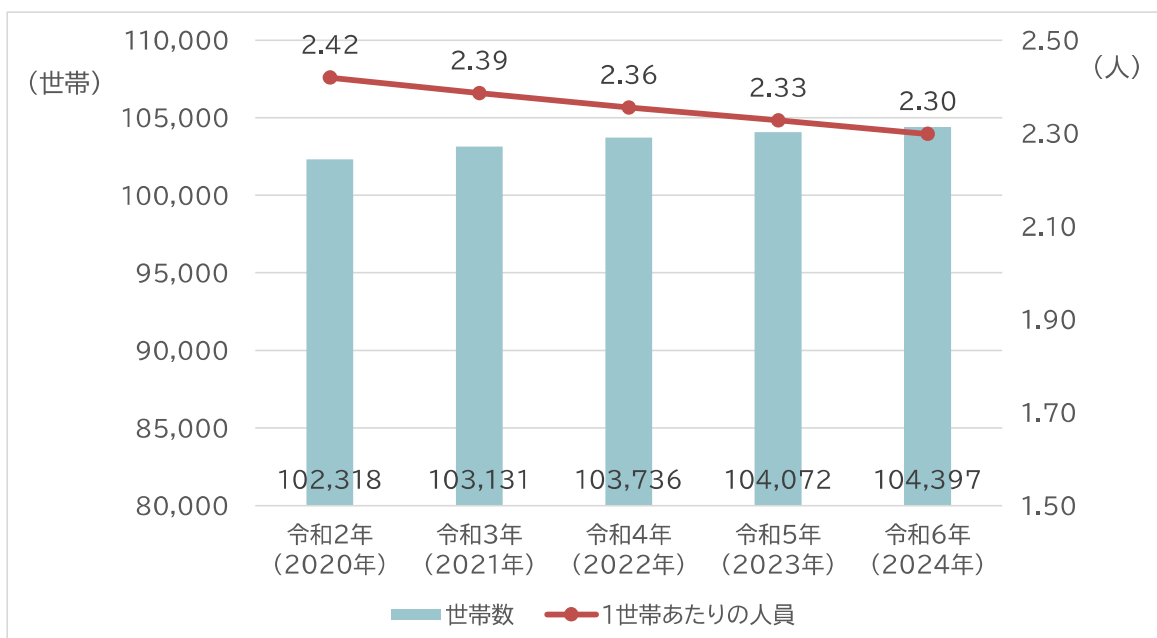
第2章 山形市の現状と課題

年齢3区分別人口割合の推移



(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

世帯数・1世帯あたりの人員の推移

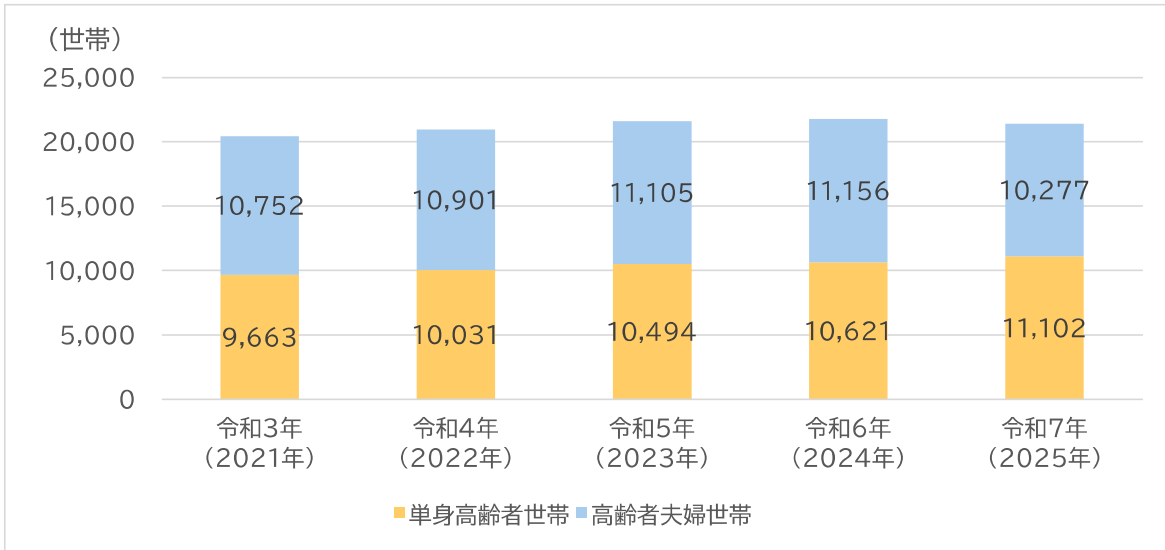


(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

(2) 高齢者の状況

単身高齢者世帯は年々増加しており、令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて1,439世帯（14.9%）増加しています。

単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の推移



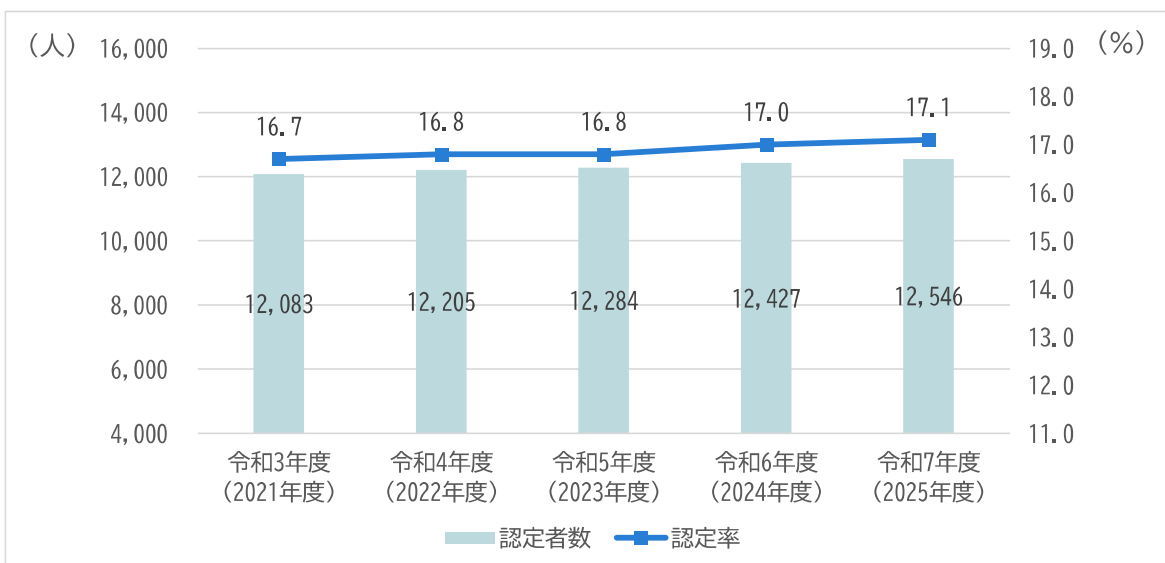
※高齢者夫婦世帯の定義が以下のとおり変更となっている。
 【令和6年度以前】65歳以上の男性と60歳以上の女性の夫婦のみで構成されている世帯
 【令和7年度以降】夫と妻、いずれも65歳以上の夫婦のみで構成されている世帯

(資料：市在宅高齢者実態調査 各年4月1日現在)

(3) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数及び認定率とも、横ばい傾向にあります。

要介護（要支援）認定状況



(資料：市介護保険課 各年9月末現在)

第2章 山形市の現状と課題

要介護（要支援）認定状況（内訳）

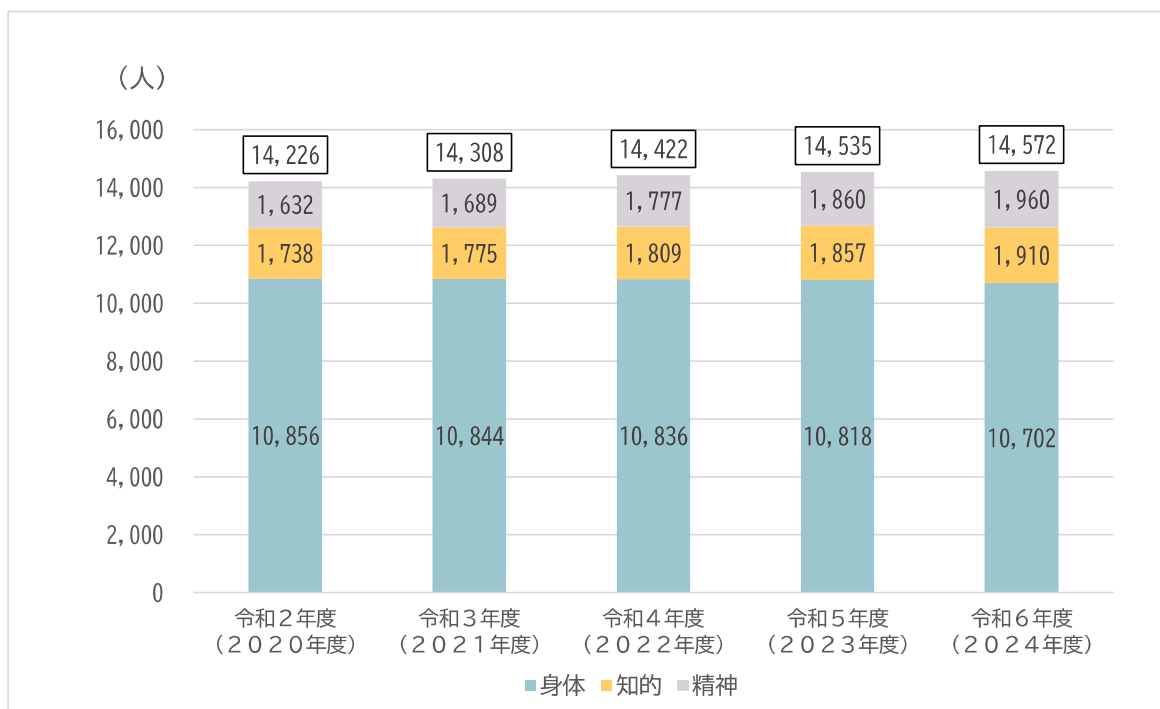
年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数	認定率
令和3年度 (2021年度)		1,120	1,371	2,549	2,481	1,844	1,665	1,053	12,083	16.7%
令和4年度 (2022年度)		1,218	1,434	2,705	2,424	1,766	1,683	975	12,205	16.8%
令和5年度 (2023年度)		1,262	1,405	2,741	2,385	1,792	1,709	990	12,284	16.8%
令和6年度 (2024年度)		1,372	1,547	2,724	2,464	1,684	1,680	956	12,427	17.0%
令和7年度 (2025年度)		1,421	1,590	2,864	2,467	1,641	1,634	929	12,546	17.1%

（資料：市介護保険課 各年9月末現在）

(4) 障がい者の状況

令和6年度（2024年度）末の障がい者手帳の所持者の合計は14,572人となっています。身体障がい者手帳の所有者は減少傾向を示し、療育手帳（知的障がい）及び精神障がい者保健福祉手帳の所有者は増加傾向にあります。全体としては、障がい者手所持者数は横ばいの傾向にあります。

障がい者手帳所持者数の推移



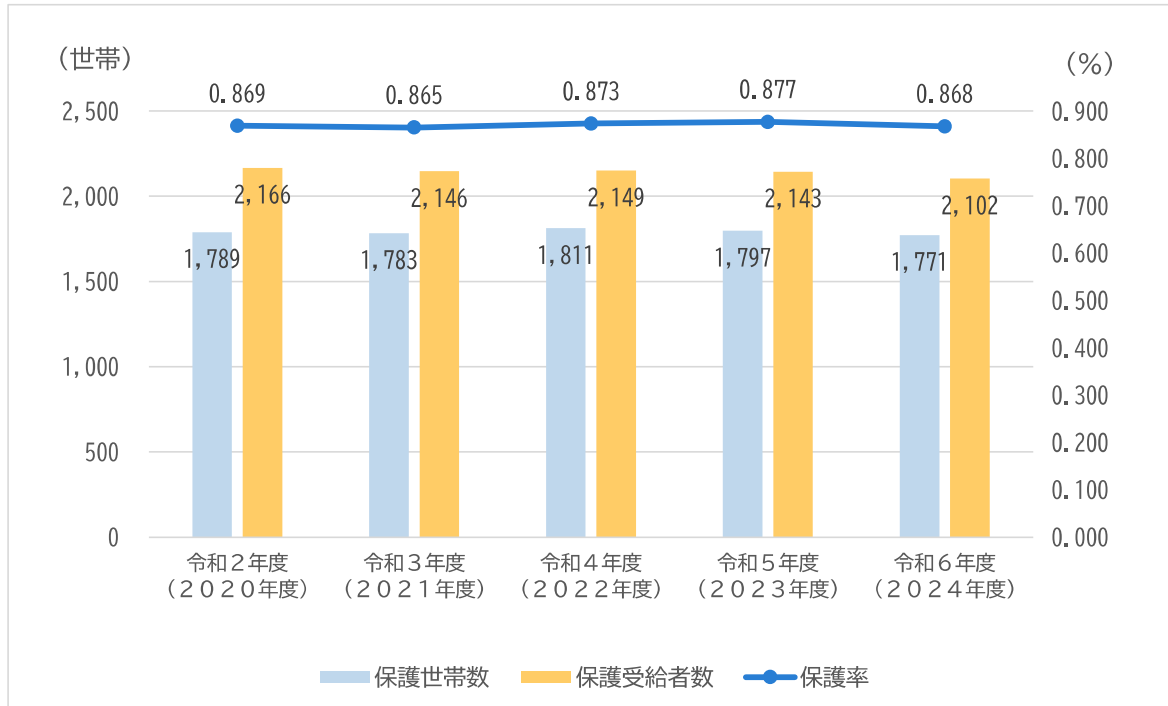
（資料：市障がい福祉課 各年度末現在）

(5) 生活保護の状況

令和6年度（2024年度）末時点における生活保護の状況は、保護世帯1,771世帯、保護受給者2,102人、保護率0.868%となっており、保護世帯数、保護受給者数、保護率は横ばいの傾向にあります。

世帯類型を見ると、高齢者世帯、傷病・障がい者世帯が全体の8割以上を占めています。

保護世帯数、保護受給者数、保護率の推移



(資料：市生活支援課 各年度末現在)

世帯類型別の状況

年度	区分	単身者世帯			2人以上の世帯			
		高齢者世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯
令和2年度 (2020年度)		905	459	147	57	64	91	53
令和3年度 (2021年度)		914	455	147	50	64	83	58
令和4年度 (2022年度)		927	462	163	49	52	116	56
令和5年度 (2023年度)		920	461	158	49	61	77	53
令和6年度 (2024年度)		903	483	149	46	57	73	48
令和7年度 (2025年度)		888	498	143	47	52	65	49

(資料：市生活支援課 各年度末現在 保護停止中の世帯を除く)

第2章 山形市の現状と課題

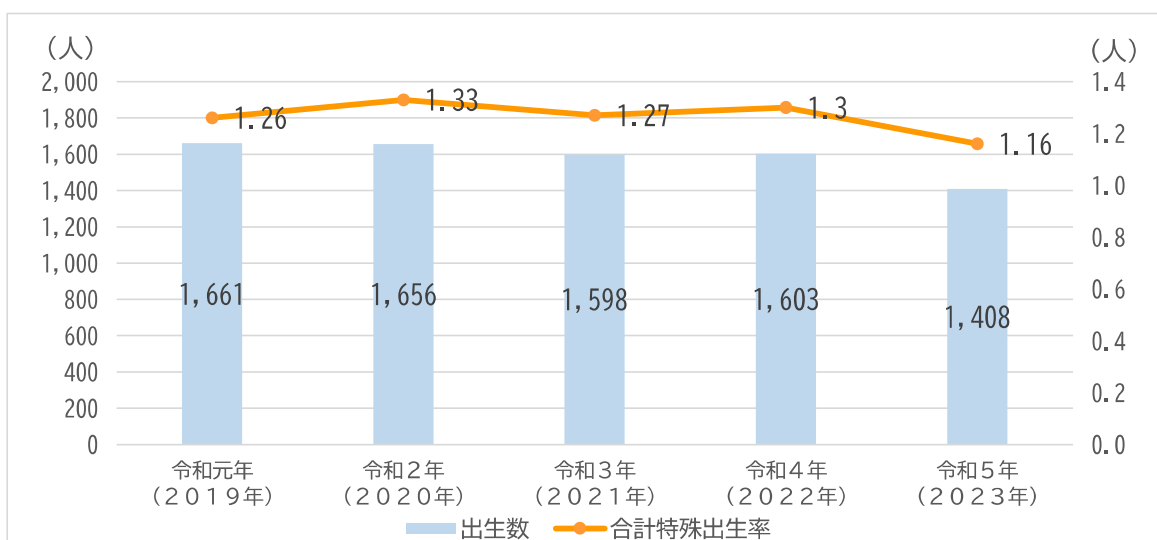
(6) こどもの状況

出生数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）は1,408人となっています。

また、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計した合計特殊出生率は令和5年（2023年）に1.16人となっています。

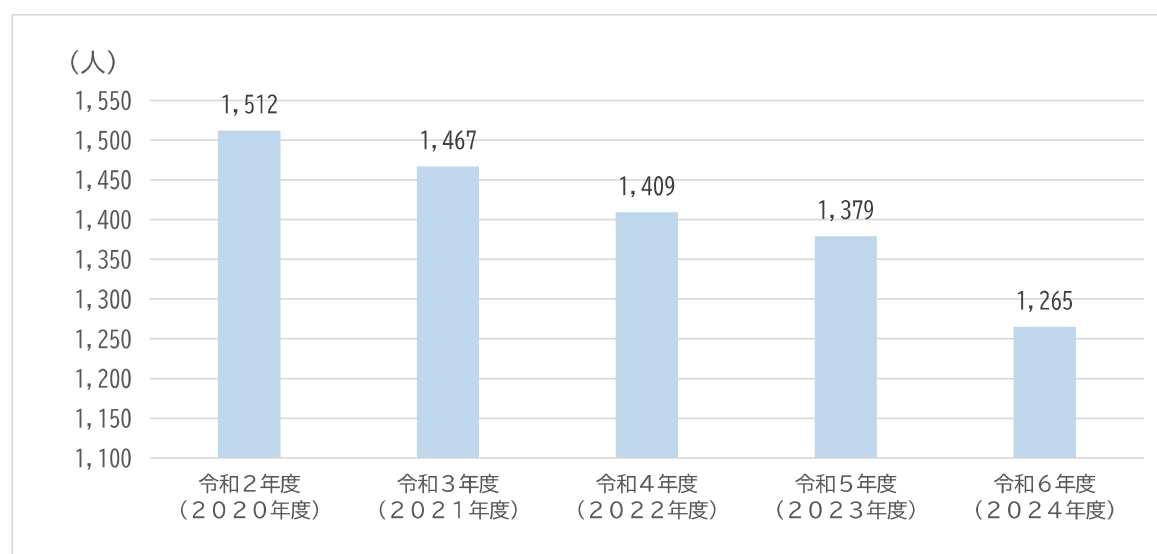
ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の受給者数は年々減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）は1,265人となっています。

出生数・合計特殊出生率の推移



(資料：出生数…「山形市住民基本台帳人口動態」、合計特殊出生率…山形県しあわせ子育て応援部「少子化・次世代育成支援対策関係データ集」)

児童扶養手当受給者数の推移

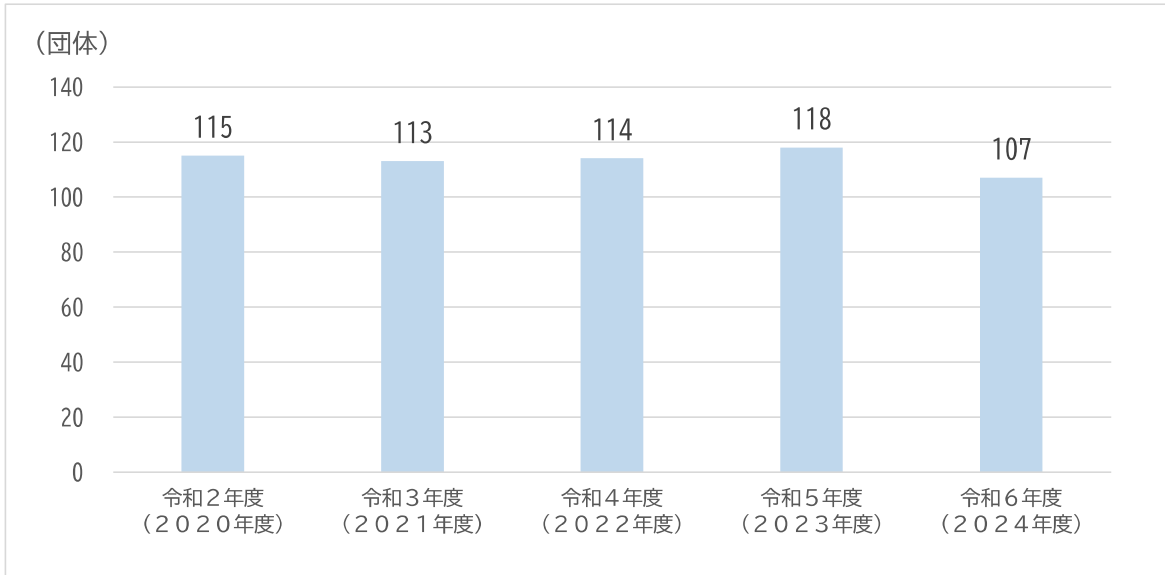


(資料：市こども家庭支援課 各年度末現在)

(7) NPO法人数の推移

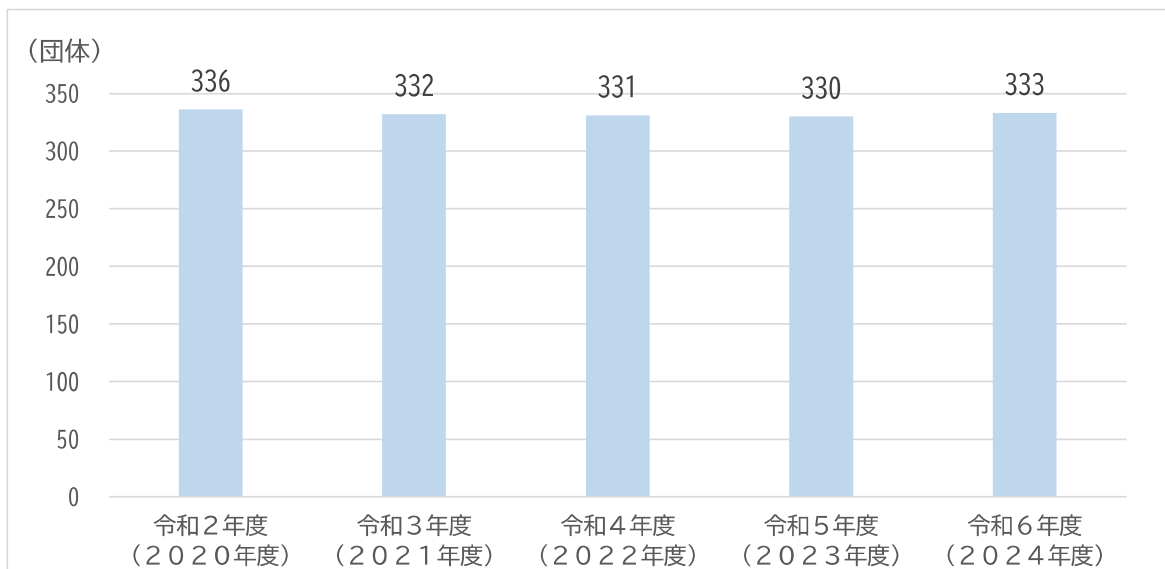
NPO法人数及び市民活動支援センター利用登録団体数は、ほぼ横ばいで推移しています。令和6年度（2024年度）末時点でNPO法人は107団体、市民活動支援センター利用登録団体は333団体となっています。

NPO法人数の推移



(資料：市公民連携室 各年度末現在)

市民活動支援センター利用登録団体数の推移



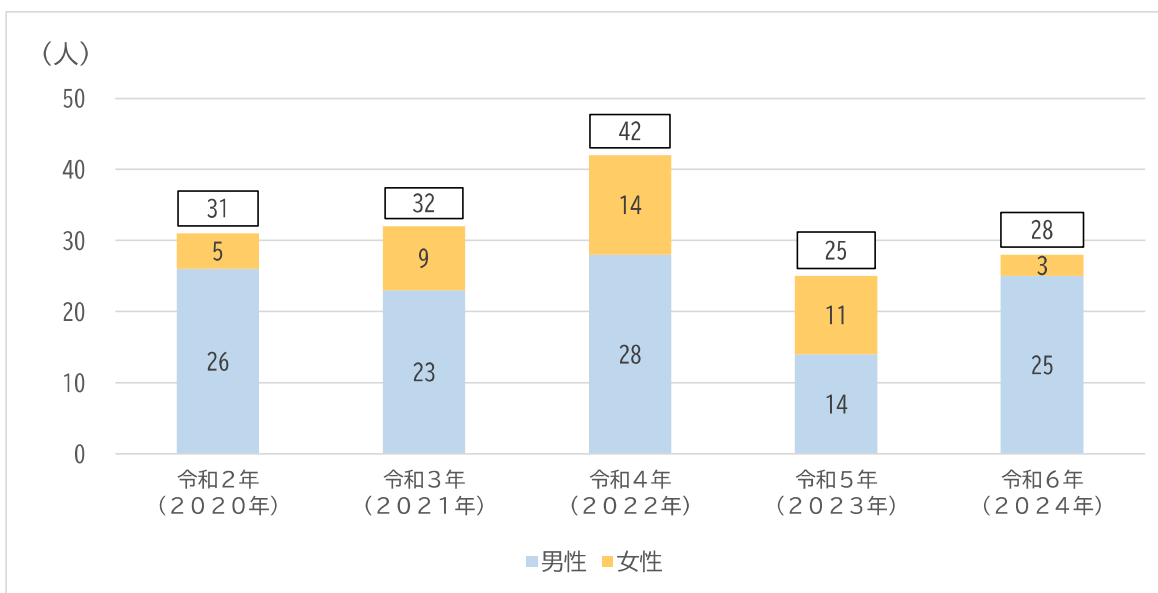
(資料：市公民連携室 各年度末現在)

第2章 山形市の現状と課題

(8) 自殺者の推移

山形市の自殺者数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあります。

自殺者数の推移



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

(9) 避難行動要支援者への対応

令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者に係る個別避難計画^{*}の作成が市町村の努力義務とされました。作成においては、災害時の避難行動に関して支援が必要な方々が円滑かつ迅速に避難できるよう、あらかじめ避難行動を支援する人や避難先を決めておくこととされました。

令和7年(2025年)9月末現在での要支援者数は25,971人であり、このうち1,106人が個別避難計画を作成しています。

要支援者、同意者、個別計画作成者の状況

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
要支援者数(A)	22,230	23,009	23,652	25,107	25,971
同意者数(B)	1,621	1,479	1,319	1,252	1,177
同意率(B/A)	7.29%	6.43%	5.58%	4.99%	4.53%
個別計画作成者数(C)	1,534	1,402	1,249	1,181	1,106
個別計画の作成率(C/A)	6.90%	6.09%	5.28%	4.70%	4.26%

(資料：市防災対策課 各年9月末現在)

2 第3次計画策定以降の主な社会情勢の変化

「第3次山形市地域福祉計画」の計画期間である令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間において、地域福祉を取り巻く社会情勢は変化しています。

(1) 国の動向

地域共生社会の実現を推進するため、次の法制度改正が行われました。

ア 主な国の施策動向

令和3年度 (2021年度)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（4月） 重層的支援体制整備事業の創設及び実施計画の策定の努力義務化について明記
令和4年度 (2022年度)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（3月） 地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備及び基本計画の早期の策定
	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（3月） 再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記
令和5年度 (2023年度)	「こども基本法」施行（4月） 「こどもまんなか社会」の実現と推進のために「こども家庭庁」の発足
	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（1月） 共生社会を「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義
令和6年度 (2024年度)	「孤独・孤立対策推進法」施行（4月） 孤独・孤立対策の基本理念、施策の基本事項等を規定
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（4月） 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立った、切れ目のない包括的な支援の責務を規定

イ 多分野との連携・協働に関する通知の発出

法制度改正を受け、「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局長ほか通知）が発出され、次のことが示されました。

- ・地域共生社会の実現には、人、分野・世代を超えた関係性の構築が不可欠であること
- ・市町村地域福祉計画に、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農業、土木、防犯・防災、社会教育、環境、都市計画等）との連携に関する事項を盛り込むべきこと

ウ 「地域共生社会の在り方検討会議」における提言

国において、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開や身寄りのない高齢者に対する課題、総合的な権利擁護支援策の充実等を検討する「地域共生社会の在り方検討会議」が開催され、令和7年（2025年）5月に2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言として、次の中間とりまとめが公表されました。

- ・地域共生社会の更なる展開
- ・身寄りのない高齢者等への対応
- ・成年後見制度^{*}の見直しへの対応

第2章 山形市の現状と課題

- ・社会福祉法人・社会福祉連携推進法人[※]の在り方
- ・社会福祉における災害への対応

エ 災害時の避難対策の強化

東北、関東甲信越を中心とした広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号を教訓とし、国では激甚化・頻発化する災害に備える避難対策の強化が検討されました。その結果、令和3年（2021年）5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を市町村の努力義務と位置づけたほか、避難行動要支援者の名簿は本人の同意を得たうえで平常時から避難支援等関係者（町内会・自治会、自主防災組織[※]、社会福祉協議会、民生委員・児童委員[※]等）へ情報提供されることになりました。

また、災害時の迅速な避難の確保を図るため、名簿及び個別避難計画は避難支援等関係者で共有され、地域における平常時からの見守りや、避難行動要支援者を含む実効性のある避難訓練の実施等、地域連携を一層強化していくことが示されました。

(2) ひきこもりや孤独・孤立の深刻化

少子化、高齢化の更なる進行に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、ひきこもりや孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されるようになりました。

令和3年（2021年）以降毎年実施されている、内閣府孤独・孤立対策推進室による「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」において、コロナ禍におけるコミュニケーションの変化について、「人と直接会ってコミュニケーションをとること」が「減った」と回答した人の割合が69.2%であるのに対し、「人と直接会わずにコミュニケーションをとること」が「増えた」と回答した人の割合は25.5%となっています。また、コロナ禍における日常生活の変化について、「家族以外の親しい人との関係」、「地域・社会とのつながり」、「学習環境・職場環境（学び方・働き方を含む）」の3つの項目について、「悪くなった」または「やや悪くなった」と回答した人の割合が約3～4割となっています。（いずれも令和4年（2022年）調査より）同調査において、孤独の状況について「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人の割合は、約3～4割で推移しており高止まりの傾向にあります。

また、令和4年度の内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの生産年齢人口において全国に約146万人いるとされており、山形市の人口規模に換算すると2,800人と推計されます。

コロナ禍において外出を自粛せざるを得ない状況の中、人と直接会わずにコミュニケーションをとることが増え、自宅で過ごす時間が長くなったことによって、家族以

外の人と顔を合わせて会話をする機会が減少し、その結果、地域や職場、学校等でのつながりが希薄化し、人々の孤立感を一層深めることになりました。

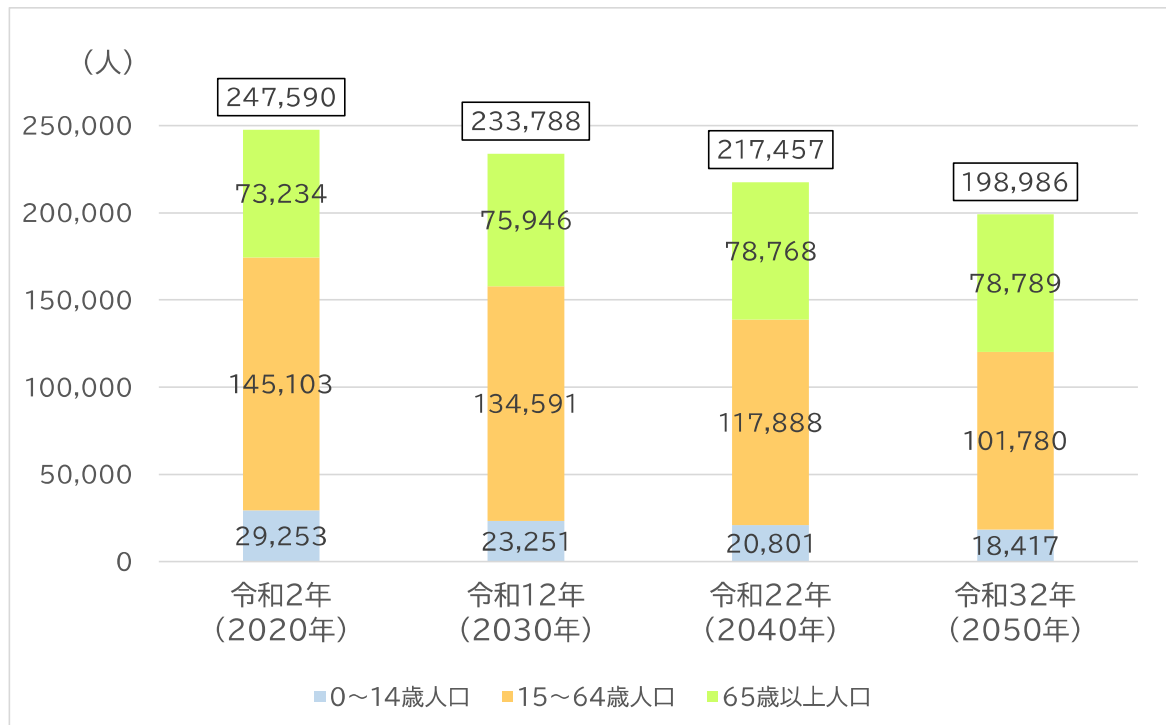
(3) 山形市の将来人口等の推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）によると、将来の見通しとして、人口は今後も減少が続くとともに、0～14歳及び15～64歳の人口が占める割合も減少しながら推移すると予測されています。

一方で、65歳以上の人口が占める割合は増加傾向にあり、令和12年（2030年）には人口全体の約33%に、団塊ジュニア*世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には約36%に、令和32年（2050年）には約40%に達し、少子高齢化が進行すると見込まれています。

また、令和6年3月に策定された「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」の策定過程で行った世帯構造の変化の推計によると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯は、令和12年（2030年）には全世帯の約26%、令和32年（2050年）には約35%に達する可能性があるとして推計されています。

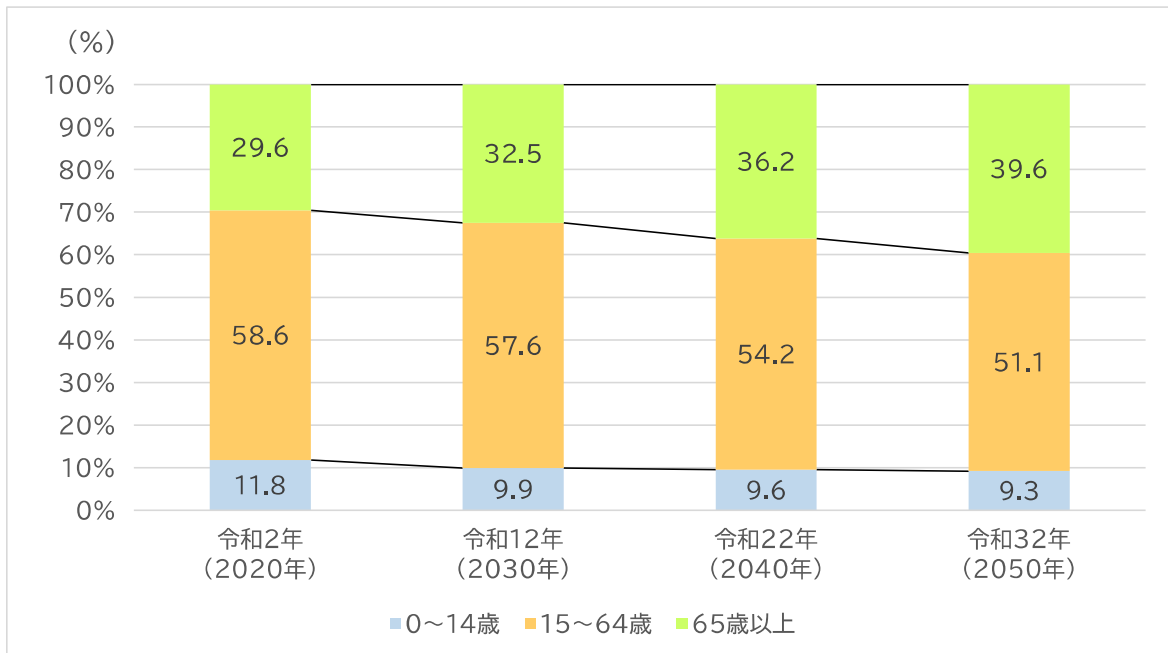
年齢3区分別人口の推計



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）をもとに山形市が作成。)

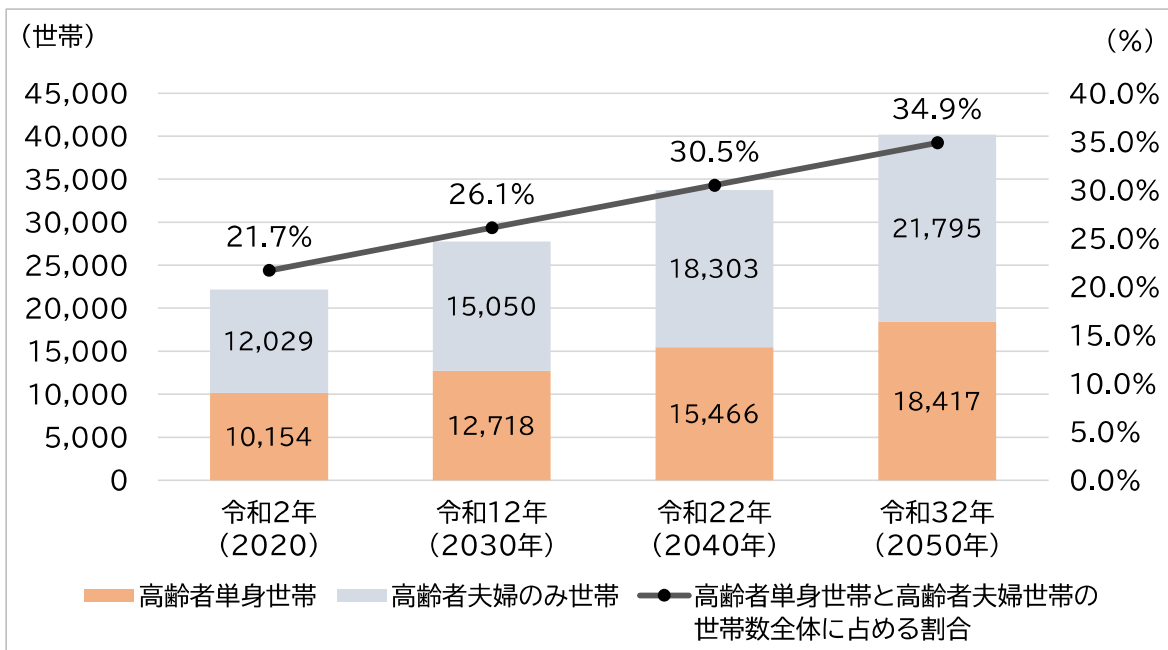
第2章 山形市の現状と課題

年齢3区分別人口割合の推計



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年(2023年)推計)をもとに山形市が作成。)

高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の推計



※令和7年(2025年)以降の数値は、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの性別・年齢階級別で世帯構造の変化が継続するものとして、山形市が国立社会保障・人口問題研究所による推計人口を使用して推計したもの。

(資料:「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」)

3 山形市におけるこれまでの取組の検証

(1) 「第3次山形市地域福祉計画」の評価と課題、今後の方向性

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする「第3次山形市地域福祉計画」では、「地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた ～地域共生社会をめざして」を基本理念とし、その実現に向け4つの基本目標を掲げました。

これらの4つの基本目標から展開される施策の基本的な方向性として11項目を設定し、令和7年（2025年）8月に山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、進捗状況を5段階で評価し、第4次計画でも継続して取り組むべきかをA～Cの3段階で総合的に評価していただきました。最終評価の実施結果は次のとおりです。

基本目標	基本的な方向性	評価点数	A評価 (人)	B評価 (人)	C評価 (人)
1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり	(1) 市民意識の向上と社会参加の促進	3.8	2	5	0
	(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり	3.4	1	6	0
	(3) 地域における担い手づくり	2.7	1	6	0
2 みんなが社会とつながる仕組みづくり	(1) 地域住民が集う場づくり	3.5	1	6	0
	(2) 各分野と連携した支援づくり	3.2	2	5	0
	(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり	3.8	1	6	0
3 みんなが何でも相談できる体制づくり	(1) 包括的な相談支援体制の構築	4.0	2	5	0
	(2) 多機関連携によるネットワークの構築	3.5	1	6	0
4 みんなが安心・安全に暮らせる基盤づくり	(1) 災害時の支え合いのしくみづくりの推進	3.4	3	4	0
	(2) 権利擁護の推進	3.5	2	5	0
	(3) 暮らしやすい環境づくりの推進	3.0	1	6	0

※評価点数：山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員（7名）による、進捗状況の評点数の平均値（5点満点）

第2章 山形市の現状と課題

《評価基準》

○進捗状況

- 5 各種取組等によって、顕著な進展があったと考えられる。
- 4 各種取組等によって、一定の進展があったと考えられる。
- 3 これまでの取組等により、一定の水準にある。
- 2 あまり進展がみられたとはいえない。
- 1 進展がみられたとは、全くいえない。

○第4次計画での取り組み方

- A 第4次計画にて更に発展させて取り組むべきである。
- B 第4次計画でも継続して取り組むべきである。
- C 第4次計画に反映させなくともよい。

【基本目標1】みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

評価

- 認知症サポーター養成講座など各分野の研修会参加者が増加していることから、福祉に対する市民意識の向上が認められます。
- こころ支えるサポーター養成講座等の実施や福祉教育校指定事業により、福祉に携わる人材の育成や、学校単位での福祉ボランティア活動の充実が図られています。
- 各公民館・コミュニティセンター事業や、学校運営協議会の設置による学校運営への住民参画等により地域住民の交流が図られています。

課題、今後の方向性

- 住民参加の地域活動をはじめとする、福祉に関する情報が行き届いていない市民への周知・広報については一層の充実が望まれます。
- ボランティア活動を行う個人や、それを支える団体の育成と支援が課題となっています。
- 世代間交流の促進等を通じて幅広い方に役割を担ってもらうための取組や、地域外からの転入者にとって交流しやすい仕組みづくりを行うとともに、地域の役割を担う方の負担軽減が求められています。

【基本目標2】みんなが社会とつながる仕組みづくり

評価

- 我が事・丸ごと地域づくり推進事業における拠点活動や、地域における子育てサロンの開催により、地域住民が集う場づくりが進められています。
- 就労支援等の促進として、就労継続支援等を受ける障がい者に訓練等給付費を支給する等の取組を行っています。
- こころ支えるサポーターの養成や、電話やメール等様々なツールによる青少年の悩み事相談事業の実施により、誰もが一人で悩みを抱えることのない社会の実現に取り組んでいます。

- 生活サポート相談窓口※における生活困窮者への支援や、ひきこもり生活者への支援等を実施し、誰にでも必要な支援が届くような取り組みを行っています。
- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を開始したことに伴い、多機関が連携した支援を行う体制づくりを推進しています。

課題、今後の方向性

- 分野ごとの課題に対応した拠点づくりが推進されている一方で、属性や世代を問わない交流の場の整備が求められています。
- 障がいの種別によって就労が困難な場合が見受けられることから、軽作業の切り出しによる短時間就労を促す等、持続性のある仕組みづくりが必要であり、障がい者のみならず高齢者の就労及び社会参画にもつながります。
- 生きづらさを抱えている市民に対し、引き続きあらゆる分野の関係機関等が協力して支援を行うネットワークの構築が求められています。
- 支援体制の充実が地域住民に安心感を与えることになるため、更なる支援体制の強化が求められています。

【基本目標3】みんなが何でも相談できる体制づくり

評価

- 生活サポート相談窓口や地域包括支援センター※等、各分野において身近な相談窓口を設置し、相談を断らずに受け止める体制の構築を図っています。
- 市社会福祉協議会に多機関コーディネーターを配置し、相談支援機関同士の連絡調整や支援体制の強化を図っています。また、各分野においても地区民生委員児童委員協議会と地域包括支援センターが相互に会議に参加して連携を図る等、多機関の連携によるネットワークの構築を推進しています。

課題、今後の方向性

- 我が事・丸ごと地域づくり推進事業の取組等により、地域に相談できる場があることが認識されるようになった一方で、相談内容が多岐に渡るようになっていくことから、支援関係機関が更に連携した重層的な相談体制の構築が求められています。
- 市民からの相談を受けてどの機関がどのように連携して対応したのか、相談者にフィードバックする機会を設けることで、身近な相談窓口が市民にとってさらに信頼性の高いものとなり、多機関の連携による支援体制が機能し、複合的な地域生活課題や制度の狭間にある問題の解決につながるものがより理解されるものと考えられます。

【基本目標4】みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

第2章 山形市の現状と課題

評価

- 近年、自然災害の発生が増加していることに伴い、自主防災組織の結成や、福祉マップ[※]を作成し避難訓練の際に活用するなど、地域での防災意識が高まっています。
- 障がい者や高齢者、子どもへの虐待について、各分野において事例検討や関係機関との情報共有を行う会議が開催されており、虐待防止の取組が進められています。
- 成年後見制度の利用促進については、制度の周知・広報や後見人報酬の助成を行うことで、制度利用に関する相談件数が増加しています。
- 移動手段の確保・充実については、対象となる障がい者への自動車給油費の一部助成や、高齢者へのコミュニティバス乗車証の配布などの取組を行っています。
- 居住支援の充実については、住居確保給付金の支給等、生活の基盤となる住居確保に向けた支援に取り組んでいます。

課題、今後の方向性

- 避難行動要支援者対策の推進等、災害発生時には地域住民同士の関わりが重要であることから、支え合いの意識の醸成や、支援を必要とする避難者の情報共有が課題となっています。
- 家庭や施設での虐待についての関心を高め、虐待事案を発生させない施策が求められます。
- 成年後見制度利用に関する相談件数が増加している一方で、任意後見制度についての周知・広報が必要です。
- 市民一人ひとりが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、今後も移動手段の充実が求められています。
- 居住支援の充実については、地域性に応じた多様な支援制度が必要です。

(2) 「健康医療先進都市」の確立に向けた進展

山形市の健康寿命[※]は平成25年（2013年）から令和4年（2022年）の9年間で、男性は0.86年、女性は0.61年延びています。平均寿命[※]についても、コロナ禍を経ても健康寿命と同様に延びており、男性は0.78年、女性は0.53年延びています。更に、65歳以上の高齢者の数は増加している一方で、要介護2以上の認定者数とその割合は減少しています。

要因としては、山形市における介護予防の取組や、SUKSK生活[※]などの健康増進事業に加え、介護・医療・生活保護制度などの各分野における健康づくりの取組の推進や、保険者、企業等による健康づくりの広まりなどが挙げられます。

こうした各主体による取組を通じて、健康で元気に生活できる人が増加しており、「山形市発展計画2030」で掲げる「健康医療先進都市」の確立に向けて着実な進展が認められます。

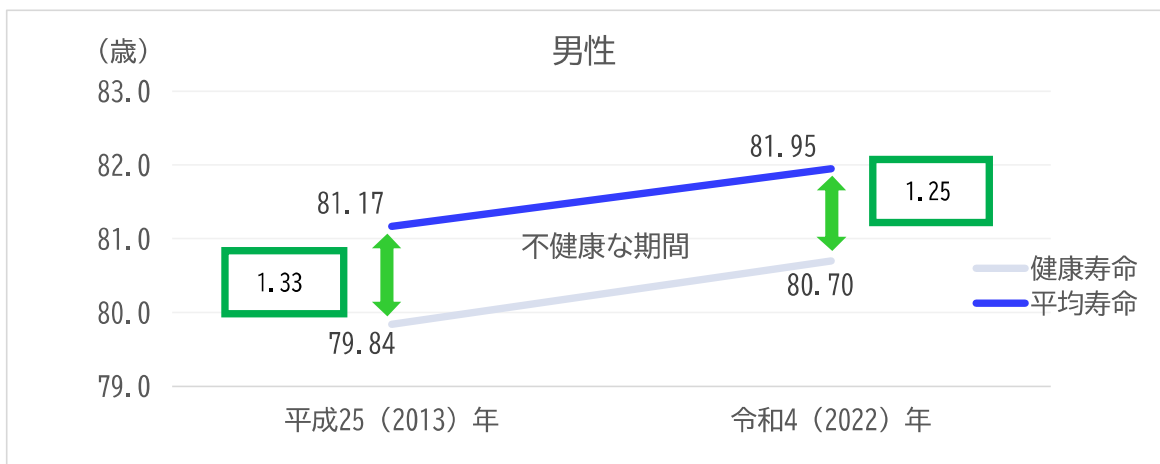
健康寿命と平均寿命 (歳)

		H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)
健康 寿命	男	79.84	79.83	79.83	80.55	80.44	80.64	81.18	81.36	81.24	80.70
	女	84.46	84.07	85.05	84.62	84.43	84.24	84.42	84.36	84.73	85.07
平均 寿命	男	81.17	81.18	81.14	81.95	81.87	82.07	82.61	82.80	82.67	81.95
	女	87.44	86.90	88.24	87.77	87.58	87.52	87.47	87.38	87.76	87.97
不健康 期間	男	1.33	1.35	1.31	1.40	1.43	1.43	1.43	1.44	1.43	1.25
	女	2.98	2.83	3.19	3.15	3.15	3.28	3.05	3.02	3.03	2.90
健康 寿命 (全国)	男	78.72	—	—	79.47	—	—	79.91	—	—	—
	女	83.37	—	—	83.84	—	—	84.18	—	—	—

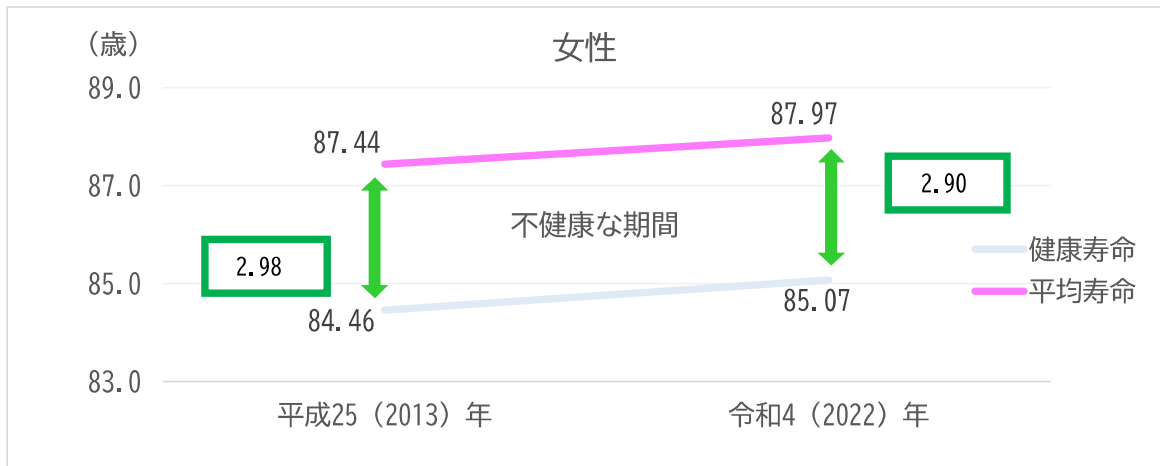
※山形市、国ともに、健康な状態を「日常生活が自立している」と想定し、厚生労働省「健康寿命算定プログラム」を用いて、介護保険データから「要介護2以上」を「不健康」、それ以外を「健康」と定義し算出。

(資料：山形市健康プラン2035[※])

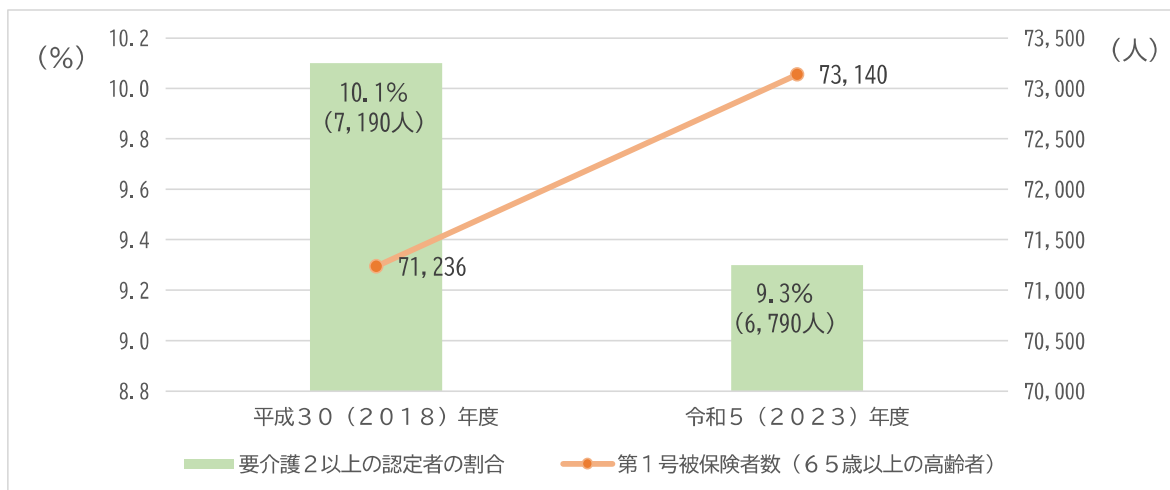
健康寿命と平均寿命の推移



第2章 山形市の現状と課題



第1号被保険者数（65歳以上の高齢者）の推移と要介護2以上の認定者の割合



※平成30年度末、令和5年度末時点における「要介護度別認定者数の推移」より算出

(資料：山形市健康プラン2035)

4 福祉の各分野やその他関連分野の計画における主な課題

本計画は、山形市における福祉分野計画の上位計画に位置づけるものです。

山形市の高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する各計画や、その他の関連分野の計画においては、次のような課題を挙げています。

(1) 高齢者の福祉（「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」より）

- ・単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加、家族や親族並びに地域社会とのつながりの希薄化など、地域福祉をとりまく環境は大きく変化し、地域住民が抱える課題は、複合化・複雑化しており、こうした課題に対応する重層的な支援体制を構築する必要がある。
- ・単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者に加え、8050世帯^{*}や身寄りのない高齢者の増加が想定され、定期的な安否確認、異常の早期発見・早期対応、社会参加による介護予防の推進がより一層重要となる。
- ・ダブルケア、ヤングケアラー、介護人材不足等の社会的な問題が顕在化している。要介護者が必要なサービスを受けながら、その家族がこれまでどおり仕事を継続できる環境を整えていくことが重要である。
- ・市民が紙媒体のみならず電子媒体で社会資源の情報を容易に検索できるようにするなど、効果的で幅広い活用につながる情報発信体制を検討する必要がある。

(2) 障がい者の福祉（「山形市第5次障がい者基本計画」より）

- ・障がいや障がいのある方に対する理解が不足している。
- ・障がいのある方の重度化及び保護者の高齢化等により障がい福祉サービス等のニーズが増加していく一方で、介護人材が不足している。
- ・障がいのある方の社会参加の機会が不足している。
- ・障がいのある方及びその家族が孤立化しており、災害時等において、障がいのある方が取り残されることが懸念される。

(3) こどもの福祉（「山形市こども計画」より）

- ・核家族化の進行により、親の孤立化が懸念され、身近に相談できる環境づくりの必要性がある。
- ・こどもが悩みを抱えた際のサポートや、こどもが安心して過ごせる居場所など、孤立を防ぐための取組が求められる。

第2章 山形市の現状と課題

- ・ 経済的側面の負担軽減策を継続し、負担や不安の軽減のため、制度やサービスの周知や利用促進を図りながら、こどもが健やかに成長し、子育てしやすいまちづくりを進めていく必要がある。

(4) その他関連する分野の計画における課題

- ・ 「山形市健康プラン2035」

健康寿命の延伸には、就労、ボランティア活動、住民主体の通いの場[※]等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、各人がつながりを持つことができる環境整備や心の健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながりや心の健康の維持及び向上を図ることが重要である。

- ・ 「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」[※]

コロナ禍で増大した生活困窮等、様々なリスクを抱えた市民に対し相談対応や情報提供を丁寧に行うことで、自殺リスクの低下に繋がった。今後も各対象者に合った相談対応や情報提供の体制整備の継続が必要である。

- ・ 「いきいき山形男女共同参画プラン」[※]

多様性を認め合う社会の実現を目指すため、性の多様性に関する理解促進に向けたさらなる取り組みが必要である。

5 支援関係機関への聞き取りからの主な課題

山形市における地域福祉の課題について、地域福祉を推進する中心的な役割を担っている支援関係機関の山形市社会福祉協議会に聞き取りを行いました。

(1) 災害時の対応について

個別避計画の作成を推進する中で、住民の災害対応への関心は高まっていますが、地域の方々からは負担感を訴える声も聞かれます。避難行動要支援者の支援には福祉関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠です。そのため、避難行動要支援者も地域の一員として互いに支え合いながら支援機関と住民との情報共有を行うことが重要です。

地域の防災訓練については、毎年同じ参加者が集まる傾向が見られ、実際の避難行動に結びつくような実効性のある訓練が不足しています。そのため、近所の居住状況や避難行動を支援する必要がある方々を把握した上での訓練が求められます。

福祉避難所^{*}については、まずは円滑に福祉避難所を開設できる体制の整備が重要です。

(2) 地域でのつながり、身近な相談窓口について

把握している課題に共通する背景として、孤独・孤立、人とのつながりの希薄化が挙げられます。困りごとを抱えながらも、知人や家族にも相談しづらい場合もあるため、身近な場所で気軽に相談できる場と相談のきっかけづくりが求められます。

人口が減少している現状においては、居住する住民同士が役割を分担し、地域の人々が互いに支え合う仕組みを構築することが求められます。

また、困難な問題を抱えているものの、それを相談すべきかどうか迷っている方に対しては、周囲からの積極的な働きかけが不可欠です。

(3) 市役所内や支援関係機関の連携について

市役所内のさらなる連携が重要です。平常時における課題解決のためには、関係部署が集まり対話を重ねることが不可欠であり、これが災害対応時にも有効な基盤となります。

また、支援関係機関が課題を抱えたまま孤立しないようにするためには、関係機関同士が相互に連携しやすい体制を整備することが求められます。

第2章 山形市の現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「山形市発展計画2030」の福祉政策分野においては、「地域福祉の充実」を施策（ビジョン）として掲げています。このビジョンを実現するには、少子高齢化や地域でのつながりの希薄化が進む中で、介護、障がい、子育て、生活困窮などの課題に加え、見守りや生活に支援が必要な単身高齢者、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、身寄りのない高齢者等への支援、ひきこもりや孤独・孤立の問題などの地域生活課題の解決に取り組む必要があります。

そのためには、コロナ禍を経てさらに希薄化したつながりを「再生・再構築」とともに、地域住民や支援関係機関、行政などが協力し、課題を抱える地域住民を支える包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人がつながり、地域や暮らし、生きがいを共につくり、寄り添い支え合う「地域共生社会」を実現するため、次のとおり基本理念を定めます。

みんながつながり寄り添い笑顔でほっとするまち やまがた
～未来につなぐ地域共生社会の実現へ～

この基本理念は、「山形市基本構想^{*}」及び「山形市発展計画2030」を上位計画に掲げ、山形市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示すものです。

山形市ではこれまでも、地域福祉を推進するためのさまざまな施策を展開してきましたが、地域福祉を取り巻く環境は変化し続け、新たな課題が生じるとともに、福祉ニーズも複雑化・複合化しています。

このような状況から、今回策定する「第4次山形市地域福祉計画」では、「第3次山形市地域福祉計画」における取組の成果と課題を踏まえ、地域福祉をより効果的に推進するための4つの基本目標を設定しました。これに基づき、すべての人が地域福祉の担い手として互いに支え合い、助け合うことで一人ひとりが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

2 基本目標

基本目標1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり

核家族化や高齢者の一人暮らしが増えている中で、コロナ禍を経てさらに地域のつながりが希薄化し、社会的に孤立する人が増加しています。このような状況は、特に支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て世帯にとっては深刻な課題であり、悩みや困りごとを抱え込むことで、個人の健康を害し、幸福感を大きく下げ、やがては地域全体の活力を損なう要因にもなります。

そのため、誰もが地域の中で取り残されることがないように、地域住民同士が様々な属性や世代を超えてつながるまちをつくります。

基本目標2 みんなが何でも相談できるまちづくり

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人が安心して生活するためには、一人で悩みを抱えずに、困りごとを身近なところで気軽に相談できる環境をつくることが重要です。また、地域住民自らが困りごとを地域生活課題として認識し、解決策を模索する体制の構築も不可欠です。

さらに、地域での解決が難しい複雑化・複合化した課題に対しては、支援関係機関同士が連携し、協働する包括的な支援体制を整えます。

こうした住民主体の活動と多機関の連携を通じて、「我が事・丸ごと」の理念に基づくまちをつくります。

基本目標3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、住民一人ひとりが役割を持ち、互いに認め合い、支え合う地域共生社会の考え方が根付いたまちをつくるのが大切です。このようなまちづくりを進めることで地域のつながりが深まり、がいきいきと暮らせる環境が整います。

また、地域の特性を活かした活動やイベントを通じて、住民同士の交流を促進し、共感や理解を深めることも大切です。

こうした取組により、個々の豊かな生活だけでなく、地域全体の活性化にもつながり、すべての人の笑顔があふれ、誰もが自分らしく生活できるまちをつくります。

基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり

近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が多発する状況にある中で、被害を最小限に抑えるためには、日頃の備えと地域内での支援体制の整備が不可欠です。災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、町内会や自治会、自主防災組織、福祉施設等との連携を強化し、地域の防災意識向上に努めます。あわせて、個別避難計画の作成を通して、本人やその家族、地域住民の防災意識を高めるため、避難行動支援制度^{*}の理解促進に力を入れます。

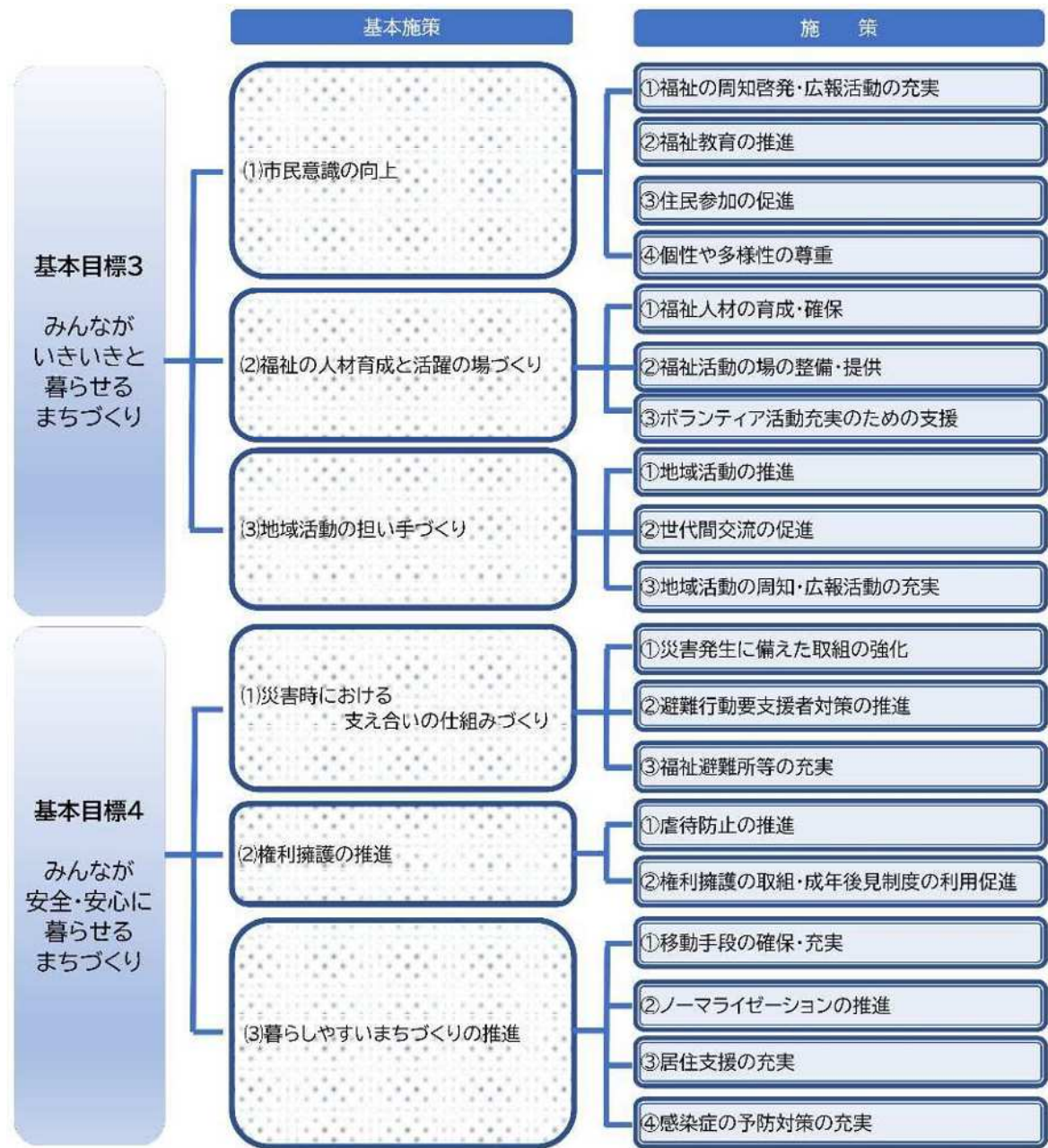
また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、多様な移動手段の確保・充実と住まいの安定を図り、住民同士が助け合い、支え合う地域コミュニティを構築します。

こうした取組により、すべての人が安全で安心に暮らすことのできるまちをつくります。

3 施策の体系

みんながつながり寄り添い
 笑顔でほっとするまち やまがた
 ～未来につなぐ地域共生社会の実現へ～





第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

1 基本目標ごとの主な取組

基本目標1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり

(1) 地域住民が集う場づくり

◇現状と課題

少子高齢化と核家族化が進む現在、住民同士の交流が薄れて地域のつながりが希薄になっています。困りごとを抱えた人が地域や社会とつながることができず社会的に孤立し、誰にも相談できないという状況は、支援が必要にもかかわらず問題を抱えたまま過ごさざるを得なくなるという事態を招くおそれがあります。

社会的孤立は健康や生活の質を低下させるだけでなく、防災・防犯といった地域の安全・安心にも影響を及ぼす重大な課題です。

この状況を改善するには、住民同士のつながりを再生・再構築し、結びつきを強めるため、日頃からの交流を促進する取組が不可欠です。横のつながりを深めるとともに、世代を超えた縦のつながりを育むことで、困りごとを早期に気づき適切に対応できる地域づくりが必要です。また、行政、地域住民、町内会・自治会、山形市社会福祉協議会、福祉関係団体、学校・PTA、企業、NPO法人などの多様な主体が連携し、気軽に集える居場所の整備を行うことが必要です。

◇今後の方向性

行政、地域住民、町内会・自治会、山形市社会福祉協議会、福祉関係団体、学校・PTA、企業、NPO法人などが相互に協働し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくりを推進します。住民同士のつながりを深め、地域団体が活動を展開する拠点を整備することで、地域全体の生活基盤を強化します。さらに、さまざまな悩みや困りごとを抱える住民が、地域資源や社会福祉・行政の支援を活用できる体制を整え、可能な限り課題の解消につなぐ居場所づくりを進めます。

◇施策と主な取組

①地域における活動拠点の充実

主な取組	主な事業
地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。また、その必要性についても周知啓発を行います。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業

第4章 施策の展開

高齢者を中心として、いきいき百歳体操 [※] 等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】
すべての高齢者を対象に、介護が必要な状態になることを予防するとともに、いつまでもいきいきと自分らしく地域の中で暮らせるように、専門職による介護予防教室の開催や地区団体への講師の派遣や社会参加を促進する介護予防の取組として、聴こえくつきり事業 [※] などを行います。また、労働局・商工会議所と連携し、介護離職防止のため、働く人への介護サービスの周知や企業の理解促進を進めます。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲) ・地域支え合いボランティア活動支援事業
生活支援コーディネーター [※] が住民や地域関係者と連携しながら、地域ニーズや各種資源を的確に把握し、高齢者のための通所型サービスB [※] や生活支援サービスの立ち上げを支援します。	・生活支援体制整備事業
市内4か所の地域活動支援センター [※] において、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。	・地域活動支援センター事業
保育所等に併設している子育て支援センター [※] において、日中、家庭で乳幼児を保育している方のために、親子が安心して遊べるスペースを提供し、専門スタッフが育児の助言を行い、子育て家庭に対する支援、地域住民とのつながりや関係づくりを推進します。	・地域子育て支援拠点事業
各地域の集会所やコミュニティセンターなど、地域住民の活動の場の充実を図ります。	・コミュニティ支援事業

②様々な属性、世代を超えた交流の場の整備

主な取組	主な事業
こどもから高齢者まで、地域住民が属性や世代を問わず相互に交流を図り、福祉の地域づくり活動を行う拠点の整備を推進します。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業(再掲)
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲)
高齢者や介護者の身近な相談(在宅生活に関する相談や権利擁護 [※] の相談等)の場として、地域包括支援センターの取組を推進します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲)

<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、買い物や掃除、雪かきといった生活上の困りごとを住民同士で助け合う活動や、趣味活動や交流、運動などで集まることができる居場所などを支援します。</p>	<p>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲)</p>
<p>社会参加を促進する介護予防の取組として、加齢性難聴にフォーカスした普及啓発・早期発見・早期対応・フォローアップ、データ分析の5つの要素を好循環な仕組みとし、多機関が連携協働した支援を行います(聴こえくつきり事業)。</p>	<p>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲)</p>
<p>ふれあいいきいきサロン*の活動を支援します。</p>	<p>・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲) 地域活動支援センター事業</p>
<p>市内4か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。</p>	<p>・地域活動支援センター事業(再掲)</p>
<p>保育所等に併設している子育て支援センターにおいて、日中、家庭で乳幼児を保育している方のために、親子が安心して遊べるスペースを提供し、専門スタッフが育児の助言を行い、子育て家庭に対する支援、地域住民とのつながりや関係づくりを支援します。</p>	<p>・地域子育て支援拠点事業(再掲)</p>
<p>地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。</p>	<p>・子育てサロン運営支援事業</p>
<p>地域において孤立しがちな世帯の解消を図るため、こどもやその保護者、地域住民が交流できる「こどもの居場所づくり」を推進します。</p>	<p>・子どもの居場所づくり支援事業</p>
<p>フードドライブ・フードバンク*の取組を支援するとともに、こどもや保護者、高齢者などの地域住民を対象とした地域食堂を支援します。</p>	<p>・フードドライブ・フードバンクとの連携</p>
<p>性別を問わず安心して集える場の提供や講座などを通し、属性や世代を問わず互いを理解し合える交流機会を創出します。</p>	<p>・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業</p>
<p>地域学校協働活動(地域と学校が連携・協働して行う活動)により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。</p>	<p>・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)*と地域学校協働活動の一体的推進</p>

第4章 施策の展開

「本のひろば」を設置し、高校生などの若者層からお年寄りまで幅広い層の市民に対してゆっくりと座って本を楽しむスペースを提供して読書機会の創出を図ります。

・本のひろば運営事業
【新規】

(2) 各分野が連携した支援体制の整備

◇現状と課題

地域における課題は、医療・介護・福祉・教育・再犯防止・災害対応など複数の分野が関係するものが増加し、その内容も複雑化・複合化しています。こうした課題については1つの分野のみでは対応が困難なケースもあり、分野横断的で継続的な支援体制の構築が求められています。

このような状況から、多機関による連携や情報共有の重要性は高まっていますが、異なる分野の機関や職種間での円滑なコミュニケーションや共通理解の形成が難しい場合があります。また、市役所内の縦割り構造や、市役所以外の関係機関との調整が連携を進めるうえでの障壁となることがあります。

さらに、既存の制度やサービスでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」にある支援ニーズへの対応も引き続き課題となっています。

◇今後の方向性

これらの課題を着実に解決していくには、支援機関同士が顔の見える関係性を構築する取組を一層推進するとともに、重層的支援会議・支援会議等を通じた情報共有と協働の深化が不可欠です。さまざまな不安や悩みを抱える方々に対する相談支援体制を整備し、誰もが課題を「我が事」として「丸ごと」捉える社会意識の醸成を図るとともに、地域社会全体での協働体制を推進します。

◇施策と主な取組

①就労支援等の促進

主な取組	主な事業
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	・住居確保給付金
稼働能力がありながら就労につながらない人に対し、事業説明会や就労体験等を実施し、居場所づくりや社会的自立に向けた助言や指導など一般就労に向けた準備支援を行います。	・就労準備支援事業
市が取扱金融機関に対し融資に必要な原資を預託し、勤労者の生活の安定を図るため支援します。	・山形市勤労者生活安定資金融資貸付金
雇用の安定を図るため、職業上必要とされる技能等の習得への支援を行います。	・キャリアアップ促進給付金【拡充】
「山形市再犯防止推進計画」に基づき、行政と保護法人やボランティア団体等が連携し、罪を犯した人の社会復帰に向けて住まいや就労の場を得て、再び犯罪を起こさないよう孤立の予防を推進します。	・「山形市再犯防止推進計画」に基づく事業【新規】

第4章 施策の展開

シルバー人材センター※の活動を支援します。	・高齢者の生きがいづくり支援事業
担い手や労働力の確保などの課題がある農業分野と、障がい者の就労機会の拡大や所得向上などの課題がある福祉分野とが連携することで、それぞれの課題の解決を図る取組を推進します。	・農福連携【新規】
就労支援事業所において、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行い、一般企業への就職・定着や障がい者就労施設での就労継続の支援を行うとともに、本人の希望、適正・能力に合った就職先が選択できるよう支援します。	・自立支援給付事業（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）【拡充】
就労支援事業所等へのICT機器等の導入補助、当該事業所職員を対象とした研修等の実施及び当該事業所からの物品や役務等の優先的・積極的な調達を推進することで、当該事業所で働く障がいのある方の工賃向上を図ります。	・障がい者工賃向上支援事業

②誰も一人にしない取組の充実

主な取組	主な事業
「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。	・「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に基づく事業
生きることの支援に関わる様々な分野で、うつや自殺予防に関する正しい知識を持ち、早期発見・早期対応につなげる人材を確保するため、「こころ支えるサポーター※」を養成します。	・こころ支えるサポーターの養成
罪を犯した人が孤立しない地域づくりを推進することで、円滑に社会の一員として復帰し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。	・「山形市再犯防止推進計画」【新規】（再掲）
各小学校区等で巡回活動を行い、青少年への「声かけ」を通して、非行の未然防止や早期発見、早期の指導を行うなど、青少年指導センター指導委員※による非行防止を目的とする活動を行います。	・青少年指導センター街頭指導
支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりのない子育て世帯に対し、LINE相談「おやこよりそいチャットやまがた」を活用した情報発信及びデジタルソーシャルワークの機会を作り必要な支援を行います。	・支援対象児童等見守り強化事業【新規】

<p>ひきこもり状態にある本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施します。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴奏型支援を継続します。</p>	<p>・ひきこもり生活者支援事業【拡充】</p>
<p>孤独・孤立の悩みを抱える方に対し、24時間傾聴型生成AI※と専門職によるハイブリッド型LINE相談「つながりよりそいチャット」により、より身近で切れ目のない相談の支援を行います。</p>	<p>・ひきこもり生活者支援事業【拡充】（再掲）</p>

(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

◇現状と課題

核家族化や単身高齢者世帯の増加に加え、コロナ禍を契機として、対面によらないコミュニケーションの機会が増えたことなどにより、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、地域や社会とのつながりの在り方も大きく変化しています。その結果、さまざまな困りごとを抱え、生きづらさを感じる人が増えています。

困りごとは複雑化・複合化し、ひとつの制度だけで解決できない課題が多く、制度の狭間に取り残される人も少なくありません。このような困りごとを抱える人は社会的に孤立しやすく、自ら公的支援や地域の手助けを求めることが難しくなる傾向にあります。貧困や健康問題、いじめ、そしてひきこもりや社会的孤立といった複数の課題が解消されないまま積み重なると、やがて追い詰められ、深刻な事態を招くおそれがあります。

◇今後の方向性

このような社会的孤立や生きづらさは、誰もが直面し得る課題であり、個人や世帯の力だけでは解決が難しい、極めて重大な問題です。これらは行政の力だけではなく、社会全体の連携で取り組むことで孤立を未然に防止でき、誰もが安心して暮らせる社会の実現へとつながることが期待できます。

このためには、困りごとを抱える誰もが等しく支援を受けられる仕組みを整えることで、誰一人取り残さない福祉の取組を推進します。

◇施策と主な取組

①継続的な支援体制の整備

主な取組	主な事業
複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、重層的な支援体制を強化し、課題解決に向けた支援を行います。	・福祉まるごと支援事業 (再掲)
生活困窮者の問題を受け止め、自立を支援する「生活サポート相談窓口」が各分野と連携し、相談支援体制を充実させます。	・自立相談支援事業
ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭のこどもに対し基本的な生活習慣の習得の支援、学習支援等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の質の向上を図ります。	・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
・こどもの貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習会開催による学習支援と、学習生活支援員 [*] の訪問による生活支援を行います。	・子どもの学習・生活支援事業

<p>地域学校協働活動（地域と学校が連携・協働して行う活動）により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
<p>青少年やその保護者などを対象に、一人で悩みを抱えないように、電話やメールによる悩み事相談を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談事業
<p>「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき、DV被害の防止と支援に向け、相談窓口の周知と関係機関の連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業 ・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」に基づく事業【新規】
<p>困難な問題を抱える女性への支援に必要な相談機会の提供及び啓発を実施します。また、経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住女性に対し、生理用品の無償配付を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲） ・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」に基づく事業【新規】（再掲）

②アウトリーチ※支援の充実

<p>主な取組</p>	<p>主な事業</p>
<p>ひきこもり状態にある本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施します。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴奏型支援を継続します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり生活者支援事業（再掲）
<p>市内小中学校に教育相談員、小学校にスクールソーシャルワーカー※、市教育委員会にスクールソーシャルワーク・コーディネーター※を配置し、不登校または不登校傾向の児童生徒の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒対策事業
<p>複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、重層的な支援体制を強化し、課題解決に向けた支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲）
<p>地域における住民同士の「見守り」・「声かけ」による支え合いを推進するとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員※や自治推進委員※等の地域関係者や企業も含めた様々な機関が連携し、包括的な見守りが行われる体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動 ・福祉の地域づくり推進事業費補助 ・生活支援体制整備事業（再掲）

第4章 施策の展開

支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりのない子育て世帯に対し、LINE相談「おやこよりそいチャットやまがた」を活用した情報発信及びデジタルソーシャルワークの機会を作り必要に応じてアウトリーチによる支援を行います。

・支援対象児童等見守り強化事業【新規】（再掲）

基本目標2 みんなが何でも相談できるまちづくり

(1) あらゆる相談を受け止める支援体制の構築

◇現状と課題

地域では、さまざまな年代、性別、背景を持つ人々が生活しており、その誰もが住み慣れた場所で安心して心豊かに暮らすためには、日常の悩みや困りごとを気軽に相談し、適切な支援につながる環境が欠かせません。

山形市ではこれまで、地域住民が主体的に地域の困りごとを「我が事」として受け止め、課題解決につなげる相談支援体制の整備や、複雑化・複合化する課題や制度の狭間に対応する支援として、重層的な支援体制を整備して対応してきました。

一方で、我が事・丸ごと地域づくり推進事業の取組等を通じ、地域に相談できる場があることの認識は深まった一方で、相談内容が多岐に及ぶようになっていることから、支援関係機関同士の連携をより一層深めた、重層的な相談体制の構築が求められています。

◇今後の方向性

困りごとや不安を抱える方が相談しやすい環境をつくるため、身近な場でいつでも誰でも、どのような内容でも相談できる体制を整えるとともに、相談窓口の周知を徹底し、属性や世代を問わず包括的に受け止める仕組みの構築を進めます。さらに、制度の狭間にある課題に対して、アウトリーチを含む継続的なつながりと支援を確保する体制を整え、相談に係る支援関係者全体を調整する機関の整備と、その周知を進めます。

◇施策と主な取組

①断らない相談体制の整備

主な取組	主な事業
各相談支援機関が、相談者の相談内容を担当分野にかかわらず受け止め対応し、必要な関係機関につなぐ体制を整備します。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
介護、障がい、こども、生活困窮といった本人や世帯の属性を問わず相談ができるよう、福祉まるごと会議や福祉まるごとワーキングを実施し、市役所内の連携体制の強化を図ります。	・福祉まるごと支援事業（再掲）
生活サポート相談により、経済的な不安や困りごとを感じている人への支援を行います。	・自立相談支援事業（再掲）
地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに配置し、在宅生活に関する相談や権利擁護の相談等、高齢者への必要な相談支援を行います。	・地域包括支援センター運営事業

第4章 施策の展開

地域の身近な相談窓口として、専門職員が障がいに関する様々な相談に対応してまいります。	・障がい者相談支援事業【拡充】
市内6か所の基幹相談支援センター※において、障がいのある方等への相談支援や相談支援事業者への指導・助言等を行うことで、地域の身近な相談窓口として様々な相談に対応するとともに地域の相談支援体制の強化を図ります。	・障がい者相談支援事業【拡充】
子育て支援コーディネーター※を配置し、子育てに係る相談や助言を行います。	・利用者支援事業【新規】
こども家庭センター※に保健師や社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行います。	・利用者支援事業【新規】（再掲）
出産・子育て相談員※を配置し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報配信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	・利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】
山形市支援会議※を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える方など支援が必要な人に関する情報共有を行い、関係部課と地域の支援関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。	・山形市支援会議
精神障がい等を抱える相談者及びその家族に適切な助言指導を行うことにより、地域住民の精神的健康の保持増進を図ります。	・精神保健福祉相談・家庭訪問
DV被害者や困難な問題を抱える女性、性的マイノリティ当事者などが一人で悩みを抱えないよう、相談機会の提供や周知を図ります。	・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲） ・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）

②地域における相談支援機能の充実

主な取組	主な事業
地域の中で身近な相談に応じる民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修を行います。	・民生委員・児童委員研修事業
地域の福祉活動の協力者である福祉協力員の活動を支援し、住民同士で支え合う地域づくりを進めます。	・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）

地域の活動拠点で吸い上げられた困りごとや地域生活課題を地域住民の力で解決につなげられる体制を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲） ・地域福祉推進会議開催費補助【新規】
生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、地域資源の把握と発信、地域支え合いの推進等の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業（再掲）
基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所、地域包括支援センター及び保健所等の関係機関との連携を推進し相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）

③支援関係機関同士の連携の推進

主な取組	主な事業
相談者の相談内容を丸ごと受け止めて、多機関コーディネーターを中心に問題の整理を行い、適切なサービスにつなげられる体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲）
制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、制度と制度をつなぐ福祉まるごと相談員※を配置し対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲）
在宅医療・介護連携室ポピー※を中心に、高齢者が必要な在宅医療・介護連携のための取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
介護、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲）
認知症サポーター※等が支援チームを作り、認知症の方やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる認知症地域支援推進員の活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症にやさしい地域づくり事業
身寄りのない高齢者等が抱える様々な課題への対応にあたって、日常生活や入院入所時、死亡後などの様々な局面において、行政・福祉事務所・医療・福祉・地域等の多分野多機関が連携して支援するとともに、情報共有の場を設けて、役割の明確化やさらなる連携の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業（再掲） ・重層的支援体制整備事業 ・地域ケア会議 ・山形市支援会議（再掲）
基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所、地域包括支援センター及び保健所等の関係機関との連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）

第4章 施策の展開

<p>DV被害者への支援について、庁内関係課や警察などの関係機関間において連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「山形市DV防止基本計画」に基づく事業（再掲）・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）
---	--

(2) 多機関の連携による支援ネットワークの構築

◇現状と課題

社会的背景やライフスタイルの変化により、住民が抱える地域生活課題は多様化しています。介護、障がい、子育て、孤独・孤立など複数の分野にわたる複合的な課題や、従来の制度や法の枠組みだけでは対応が困難な「制度の狭間」の問題など、個人や世帯により様々な課題が存在し、一つの機関だけでは解決できないケースも増えています。

複雑化・複合化する地域生活課題を解決へ結びつけるには、個別の相談支援機関による支援と体制の充実を図るだけでなく、行政や相談支援機関等が分野や制度の垣根を越えて、個人・世帯が抱える問題を総合的に把握し、連携して対応することが重要です。

◇今後の方向性

支援を必要とする個人や世帯が抱える課題を早期に発見・整理・解消する包括的な支援を実現するため、関係機関間における情報共有体制の整備を図ります。また、分野を超えた相談支援機関同士が連携したネットワークを構築できるよう支援を行います。

◇施策と主な取組

①情報共有の場の整備

主な取組	主な事業
社会福祉法に基づく支援会議（山形市支援会議）を設置し、課題を抱えているが本人から、個人情報共有の同意が得られない要支援者の情報共有を行います。	・山形市支援会議（再掲）
福祉まるごと会議を開催し、困難事例の共有や仕組みづくりの検討を行います。	・福祉まるごと会議
高齢者、障がい者その他の特に配慮を必要とする市民の消費生活上の安全を確保するため、福祉部門、防犯部門、消費生活部門、山形県警が消費者被害の現状、課題等について情報を共有し、取組について協議、意見交換を行います。	・山形市高齢者等消費者被害防止ネットワーク 【新規】

②支援関係機関への支援

主な取組	主な事業
民生委員・児童委員活動と地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの関係機関の連携を図り、地域での情報共有を促進します。	・民生委員・児童委員の活動支援
介護・障がい・こども・生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。	・福祉まるごと支援事業（再掲）

第4章 施策の展開

多機関コーディネーターを中心として、地域包括支援センターや相談支援事業所をはじめとした福祉機関、その他関係機関と連携し、調整を進め、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の支援を行います。

・福祉まるごと支援事業
(再掲)

基本目標3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 市民意識の向上

◇現状と課題

少子高齢化と核家族化の進行により、高齢者のみの世帯や単身世帯の割合が増えています。福祉サービスは多岐にわたるものの、住民への周知は十分でなく、地域で安心して暮らすには、必要なサービスを知ることと情報を得る手段を把握することなど、地域住民がさまざまな情報と結びつくことが不可欠です。さらに市民一人ひとりが予防的視点を持つこと（健康面や人間関係など自分自身の現状を知ること）が、地域や身近な人との関係づくりにつながるため、健康づくりや将来の備えについて、周知・啓発を行うことが重要です。

また、福祉への関心を高めるには、地域のイベントや福祉活動を通じて、年齢やライフステージを超えた住民の交流を促し、相互理解を深めることが求められます。

この実現には、住み慣れた地域で誰もが地域活動や趣味・生涯学習といった多様な活動に自由に参加でき、快適に生活できる環境づくりが必要不可欠です。

◇今後の方向性

こどもから高齢者まで、障がいや認知症の有無、性別等を問わず、性的マイノリティ（性的少数者）を含む様々な住民が互いの個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、福祉への理解を深める取組を行います。

また、誰もが住み慣れた地域でつながりあう多様な機会を持ち、生きがいを感じることができる環境を整備するため、年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、多様な人材が活躍できるまちづくりを進めます。

◇施策と主な取組

①福祉の周知啓発・広報活動の充実

主な取組	主な事業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、わかりやすい福祉情報を発信します。	・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信
将来やもしもの時の備えに役立つ情報として、やまがた人生備えの書、もしもシート、人生会議などについて市公式ホームページなどで発信します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) 【拡充】(再掲) ・在宅医療・介護連携推進事業(再掲)

第4章 施策の展開

新規の障がい者手帳交付者等を対象として、身体・知的・精神の障がい種別ごとに説明会を開催することで、障がいのある方やその家族が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口に関する周知を図ります。	・福祉制度説明会の開催【新規】
身体・知的・精神の障がい種別ごとに利用できる福祉制度を取りまとめた冊子を作成し、新規の障がい者手帳交付者等に対して配布・説明会を実施することで、障がいのある方やその家族が利用できる各種制度の概要や相談等の窓口に関する周知を図ります。	・「福祉制度利用のしおり」の作成【新規】

②福祉教育の推進

主な取組	主な事業
福祉教育指定校※に指定する小学校・中学校・高等学校において福祉に関する教育を行い、ボランティア事業や福祉に関する学習を実施します。	・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）
学校教育等を通じて、こどもの頃から、お互いを理解し、尊重する心を育みます。	・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）（再掲）
小中学生を対象とする認知症サポーター養成講座の開催を推進します。	・認知症サポーター等養成事業

③住民参加の促進

主な取組	主な事業
誰もが健康に過ごせるよう、SUKSK生活を推進し、普及啓発に努めます。	・SUKSK生活推進事業
市職員が市政について説明を行う様々な出前講座を実施します。	・各種出前講座の実施
自治推進委員、民生委員・児童委員、福祉協力員等が、地区社会福祉協議会、自治会・町内会や山形市社会福祉協議会と連携して、地区の福祉活動を推進します。	・地域福祉推進会議開催費補助【新規】（再掲）
住民が、自分たちが暮らす地区の地域福祉活動計画の策定など、主体的に取り組む地域の福祉活動を支援します。	・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業（住民主体の通いの場等）【拡充】（再掲）
シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。	・高齢者の生きがいづくり支援事業（再掲）

<p>市民が年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるよう「文化による社会的包摂」の視点を持って機会の充実に取り組みます。</p>	<p>・「山形市文化創造都市推進基本計画」に基づく事業【新規】</p>
---	-------------------------------------

④個性や多様性の尊重

<p>主な取組</p>	<p>主な事業</p>
<p>ひきこもりへの市民の理解を深め、本人と家族が安心して暮らせる環境を整え、必要な支援を受けられる地域共生社会を推進します。</p>	<p>・支援条例（仮称）の制定【新規】</p>
<p>「山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例[*]」に基づき、障がいのある方の自立と社会参加の支援及び差別解消などの施策を推進し、共生社会の実現を図ります。</p>	<p>・「山形市第5次障がい者基本計画」に基づく事業</p>
<p>障がい者アート展の開催や懸垂幕及びライトアップ等による啓発、市民及び職員向けの講座の実施やヘルプマークの取組による理解促進、障がい者相談員によるピアカウンセリングの充実並びに障がい者差別解消支援協議会における関係機関の連携強化等により、障がい者差別解消の推進を図ります。</p>	<p>・障がい者差別解消推進事業【拡充】</p>
<p>認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守っていく支援体制を強化するため、小中学生を含めた認知症サポーターを養成し、あわせてサポーターの活動を支援します。</p>	<p>・認知症サポーター等養成事業（再掲）</p>
<p>多様な性、多様な生き方、多様な考え方を互いに認め合い尊重できる環境づくりに努めます。</p>	<p>・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲）</p>

(2) 福祉の人材育成と活躍の場づくり

◇現状と課題

地域福祉を推進していくには、福祉の地域づくりとともに人材を育てることが不可欠です。しかしながら、福祉に全く関心がない人もいれば、関心はあるものの具体的に何をすればよいのか分からず戸惑っている人も多いのが現状です。さらに少子高齢化が進む中、福祉ニーズは高まる一方で、福祉の現場で働く人材は不足しています。

こうした課題を克服するためには、福祉に対する意欲を引き出し、どのような場でこういった活動をすれば地域に貢献できるか、といった具体的な情報を提供するとともに、活動の場を整えることが不可欠です。

また、インフォーマルサービス^{*}へのニーズは多様化しており、それらに応じた支援の提供が求められています。地区社会福祉協議会などの福祉団体、NPO法人、企業による社会貢献活動など、ボランティア活動の入り口は多様です。こうした活動の情報提供とともに、意欲を持った人が参加しやすい支援体制を構築することも重要です。

福祉サービスについては今後も需要の増加が見込まれることから、社会福祉士・介護福祉士・保育士など専門職の確保を通じ、地域の福祉を安定させることが重要です。

◇今後の方向性

地域の方が参加しやすい福祉を目指した、研修の機会と活動の場を整備します。さらに、地域住民の主体的な動きを促すため、各種ボランティア活動を幅広く支援するとともに、山形市社会福祉協議会や企業等と連携して、ボランティア団体やNPO法人等の活動内容を広く周知・後押しし、参加しやすい環境をつくります。

また、福祉サービスの安定的提供を確保するため、福祉事業所等と連携やDX^{*}の推進を通じて福祉人材の確保と定着に取り組みます。

◇施策と主な取組

①福祉人材の育成・確保

主な取組	主な事業
研修講座の実施により、「認知症サポーター」や「こころ支えるサポーター」の養成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター等養成事業（再掲） ・こころ支えるサポーターの養成（再掲）
市民の健康づくりを推進する運動普及推進員や、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象に食育活動を行っている食生活改善推進員のボランティア活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ボランティア事業

民生委員・児童委員の担い手の確保に努めるほか、相談援助活動を行う上で必要な知識や技術を習得するための研修を行います。	・民生委員・児童委員研修事業（再掲）
身近な地域の中で見守りや声かけなどを行う福祉協力員の担い手の確保に努めます。	・福祉の地域づくり推進事業費補助事業（再掲）
介護等人材確保推進協議会の開催、介護の職業体験イベントの開催、ハラスメント対策研修の実施、生産性向上推進事業を通して、介護等人材の確保・定着を促進します。	・人材確保定着支援事業【新規】
山形県や福祉事業所等と連携し、福祉人材の確保・定着やロボット※・ICT※の活用等の生産性の向上に関する取組を進めます。	・人材確保定着支援事業【新規】（再掲）
障がい福祉サービス事業所に対し、介護テクノロジー導入経費の補助を行い、職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善等を実現し、人材の確保・定着を図ります。	・人材確保定着支援事業（障がい福祉分野）【新規】

②福祉活動の場の整備・提供

主な取組	主な事業
地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。また、その必要性についても周知啓発を行います。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）
おれんじサポートチーム※が中心となって「認知症サポーターステップアップ講座※」を開催するなど、認知症サポーターが認知症の知識と理解を更に深め、活躍の場の拡大を図ります。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】（再掲）
高齢者の通いの場として、いきいき百歳体操などの介護予防のための場づくりを支援します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】（再掲）
生活支援コーディネーターを日常生活圏域毎に配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。	・生活支援体制整備事業（再掲）
市内4か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供することで、障がいのある方の社会交流の促進及び地域生活の支援を図ります。	・地域活動支援センター事業（再掲）
高齢者を中心として、介護予防教室の開催やいきいき百歳体操等の運動を行う住民主体の通いの場の立ち上げと運営を支援します。	・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】（再掲）

第4章 施策の展開

専門スタッフが育児に関する相談やアドバイスを行う場として、子育て家庭に対する支援を行う子育て支援センターを運営・支援します。	・地域子育て支援拠点事業（再掲）
地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。	・子育てサロン運営支援事業（再掲）

③ボランティア活動充実のための支援

主な取組	主な事業
小中高生を対象に高齢者・障がい児等に対するボランティア体験学習等を授業として行う活動を支援します。	・福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）（再掲）
ボランティアセンター事業として実施する各種ボランティア講座や体験学習の開催、福祉ボランティアに関する情報収集・提供、啓発及びボランティア活動に関する相談等を支援します。	・福祉ボランティア活動育成支援事業（再掲）
各種のボランティア活動を行うNPO法人の認証を行います。	・NPO法人の認証
市民活動支援センターを中心として、ボランティアに関する市民活動を支援します。	・市民活動活性化事業
インターネットを活用した福祉の有償ボランティアマッチングサービスによる有償ボランティア活動を支援します。	・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】（再掲）

(3) 地域活動の担い手づくり

◇現状と課題

人口減少と核家族化の進行やコロナ禍が長期化した影響により、地域のつながりは希薄化し、以前は当たり前だった隣近所同士の付き合いが減少しています。自治会や町内会への加入者は高齢化が進み、若い現役世代の地域活動への参加も減少していることから、担い手不足が大きな課題となっています。

さらに、少子化や遊び方のデジタル化など、さまざまな要因が相まって、子どもたちが多様な世代と触れ合う機会が減少しています。地域共生社会の実現を目指すうえで福祉への関心を高めるには、こどもから高齢者までが参加できる地域行事や学校行事を開催するとともに、それらの情報を積極的に地域住民に発信していくことが必要です。

◇今後の方向性

地域住民の一人ひとりが地域福祉へ関心を深め、実際に地域の活動へ参加できるよう、地域行事や学校行事などの学習・体験の場を確保します。

地域活動や公民館・コミュニティセンターの事業を通じ、世代を超えた交流の場を創出するとともに、情報発信を強化して福祉の心と地域を思う心を育む取組を推進します。

◇施策と主な取組

①地域活動の推進

主な取組	主な事業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、自治会や町内会活動等の各種地域活動の情報を積極的に発信します。	・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信（再掲）
地域の人々が参加できるコミュニティセンターや公民館活動を積極的に周知します。	・コミュニティセンター、公民館活動の周知
自治推進委員の活動を支援します。	・自治推進委員活動の推進
自治会活動の一環として一斉除排雪作業を実施した町内会・自治会に対し支援します。	・自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金
公衆街路灯に対する補助などを行い、自治会活動を支援し、自治会・町内会への加入を促進します。	・自治会、町内会への加入促進

第4章 施策の展開

②世代間交流の促進

主な取組	主な事業
こどもから高齢者まで参加できる、公民館・コミュニティセンター活動の充実を図ります。	・コミュニティセンター、公民館活動の充実
こども会などにおける親子行事等を推進します。	・親子行事等の推進
地域学校協働活動（地域と学校が連携・協働して行う活動）により、地域住民・保護者・PTA・社会教育施設・団体などが参画し、地域全体で子どもの学びと成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を推進します。	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進（再掲）
こどもから高齢者まで、地域住民が世代を問わず相互に交流を図り、福祉の地域づくり活動を行う拠点の整備を推進します。	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）

③地域活動の周知・広報活動の充実

主な取組	主な事業
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、各団体のサイトへの相互リンク、広報やまがたなどの媒体を活用し、地域行事やイベント等の各種地域活動の情報を積極的に発信し、地域活動やボランティア等への関心を高めます。	・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信（再掲）

基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

◇現状と課題

近年、地震や台風、局地的豪雨といった自然災害が全国各地で激甚化・頻発化しています。災害による被害を最小限に抑えるには、日ごろの備えを徹底し、地域全体で災害時の支援体制を整備することが不可欠です。

山形市では、「山形市避難行動要支援者の避難支援制度全体計画」に基づき、災害発生時に要支援者の避難支援を円滑に進められるよう、平常時から要支援者名簿を関係者へ提供する仕組みと、災害時にとるべき避難行動を具体的に記した個別避難計画の作成を推進しています。しかしながら、制度への理解が十分に進んでいないうえ、認知度も低いのが現状です。

◇今後の方向性

災害が発生した際に地域住民が相互に助け合う仕組みが重要になります。高齢者や障がい者といった要支援者保護の観点からも、地域の互助の精神が不可欠です。地域住民の連携を強化し、災害時における孤立を防ぐための仕組みを構築することを目指します。

また、災害時の迅速な避難を実現するため、町内会・自治会、自主防災組織、福祉施設等と連携を深め、地域全体の防災意識を高めつつ、現場の体制強化を着実に推進します。あわせて、山形市の避難行動支援制度の理解を広く促進し、個別避難計画作成の推進を図ります。

◇施策と主な取組

①災害発生に備えた取組の強化

主な取組	主な事業
山形市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地区における福祉マップの作成を支援します。	・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲）
地区防災計画 [*] の作成を支援し、自主防災組織の組織力を強化するほか、自主防災組織が実施する防災訓練等を支援し、地域防災力の強化を図ります。	・自主防災組織育成事業【拡充】
地区の要支援者が適切な避難行動がとれるよう、個別避難計画及び地区防災計画に基づく避難誘導訓練を推進します。	・自主防災組織育成事業【拡充】（再掲）
地域と福祉施設等が連携し、避難訓練の実施や避難所として活用するなどの取組を推進します。	・「山形市地域防災計画」 [*] に基づく事業
防災知識を深めることで、災害時に適切な行動を取ることが可能になります。地域づくりの啓発活動を通じて、社会的なつながりを強化し、互助の精神を育みます。	・防災に関する周知啓発【新規】

第4章 施策の展開

②避難行動要支援者対策の推進

主な取組	主な事業
パンフレットや市公式ホームページ、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度の周知を図ります。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」※に基づく事業
要支援者名簿や個別避難計画の作成を推進し、安否確認や避難支援が行えるよう、避難行動要支援者及びその家族に対し説明会等を実施し、理解促進を行います。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲）
地域において支援を必要とする避難者の情報共有を図られるよう、避難行動要支援者及び個別避難計画作成者の理解促進を図ります。	・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲） ・高齢者・障がい者に係る個別避難計画作成事業

③福祉避難所等の充実

主な取組	主な事業
福祉避難所の充実を図るため、福祉事業所やホテル協会、特別支援学校等と連携を行います。要支援者の特性に配慮した福祉避難所の整備を進めます。	・福祉避難所の整備【拡充】
「山形市地域防災計画」、「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づき、災害時、福祉避難所を速やかに利用できるよう、日頃より福祉事業所等と情報共有を行います。	・「山形市地域防災計画」に基づく事業（再掲） ・「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づく事業（再掲）
災害発生時、必要な支援を行えるよう、山形市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター※の設置を支援します。	・災害ボランティアセンターの設置支援

(2) 権利擁護の推進

◇現状と課題

高齢化の進行に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の数が増えています。精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳の取得者も増加傾向にあることから、認知機能の低下や重度の障がい等により判断能力が十分でなく、権利擁護を必要とする人は今後も増えることが見込まれます。さらに、高齢者や障がい者、こども等に対する虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）は深刻な社会課題となっています。

このような人権を侵害する行為は決して許されるものではなく、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりが喫緊の課題です。そのためには、個人の尊厳を尊重し、互いに理解し合える関係を築くとともに、意思決定を支援する体制の整備が不可欠です。

◇今後の方向性

重大な人権侵害である虐待やDVの未然防止を徹底するとともに、虐待やDVが発生した場合には早期発見・支援へとつなげられるよう、関係機関間の連携を強化します。

また、すべての人が有するかけがえのない権利が尊重され、適切な支援を受けながら安心して生活できるよう、権利擁護の考え方と成年後見制度の周知を推進し、制度の利用促進を図ります。

◇施策と主な取組

①虐待防止の推進

主な取組	主な事業
<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律[*]」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律[*]」、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、虐待に係る周知啓発を図るとともに、虐待の早期発見、支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携体制を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・児童虐待防止法に基づく事業
<p>高齢者虐待防止連絡協議会、障がい者虐待防止連絡協議会等における情報共有等を通じて、高齢者、障がいのある方、こども等の様々な分野の関係機関が連携して、虐待防止に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・児童虐待防止法に基づく事業

第4章 施策の展開

虐待に関する相談・通報の窓口を設置し、通報内容を確認するとともに、緊急を要する場合の立入調査の実施、施設への一時入所手続きなど、必要な支援を実施します。また、養護者の虐待により分離を要する場合等、緊急時の受入先として、ショートステイの空床を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業
保育施設等における虐待に関する相談・通報の窓口を設置し、通報内容を確認するとともに、緊急を要する場合の立入調査の実施、児童の安全確保など、必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・児童福祉法等に基づく事業
福祉事業所及び保育施設等の職員による利用者への虐待を防止するため、事業所等に適切な指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・児童福祉法等に基づく事業
児童や家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭相談事業
山形市要保護児童対策地域協議会※を活用し、関係機関で情報共有を行い、児童虐待を未然に防ぎ、こどもの見守りを地域全体で行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会（再掲）
「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき、DV被害の防止と支援に向け、相談窓口の周知と関係機関の連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲）
困難な問題を抱える女性への支援に必要な相談機会の提供及び啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画」の策定【新規】（再掲）

②権利擁護の取組・成年後見制度の利用促進

主な取組	主な事業
利用者の個別のニーズに応じ、予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、情報発信や広報活動を行い成年後見制度の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見利用促進計画（山形市高齢者保健福祉計画）」に基づく事業

<p>山形市成年後見センター[※]において、成年後見制度の「相談から利用に至る一貫した支援」を行うほか、成年後見人の受任者を調整するなど成年後見制度の利用を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市成年後見センター事業
<p>市民後見人養成研修[※]の受講者のフォローアップと活動支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市成年後見センター事業（再掲）
<p>親族等による成年後見人等の選任申立てが困難な場合に市長が申立てを行うほか、低所得者等に対し申立経費や後見人等報酬の助成を行うなど、成年後見制度の利用を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業

(3) 暮らしやすいまちづくりの推進

◇現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、地域住民同士が地域の中で支え合い、助け合いながら、自立した生活を送ることのできる環境づくりが必要です。特に市街地にある地区よりも、市街地周辺の郊外地区では、高齢者や障がい者などが、買い物や通院する際に交通手段を確保することが容易でないという課題が顕在化しています。こうした課題を解決するには、ハードとソフトの両面で、移動手段の確保を含む交通環境の整備と、地域の見守り・情報提供・互助の仕組みを同時に進めることが不可欠です。

◇今後の方向性

誰もが安心して快適に生活し、社会参加を実現できるまちを目指します。そのために、多様な移動手段の確保・充実と住まいの安定を一体的に支援するとともに、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを推進します。

◇施策と主な取組

①移動手段の確保・充実

主な取組	主な事業
「山形市地域公共交通計画※」に基づき、地域の実情と住民ニーズに対応可能な移動手段を検討・導入し、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。	・「山形市地域公共交通計画」に基づく事業
高齢者や子育て世帯を支援するため、コミュニティバスに無料で乗車可能な乗車証の交付を行います。	・山形市コミュニティバス（高齢者乗車証の発行等）事業
高齢者や障がい者、こどもといった交通弱者をはじめ、全ての人が快適に効率よく安心して移動できる交通手段の確保を行います。	・「山形市地域公共交通計画」に基づく事業
タクシー運賃や自家用車への給油費用の助成を行い、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。	・福祉タクシー（普通タクシー・リフト付タクシー）利用券交付事業 ・福祉給油券交付事業
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で行う高齢者に対する移動支援の活動に対し、補助等を通じて支援します。	・山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金
NPO法人等が実施する福祉有償運送※について、市民への活動の周知や関係機関との情報共有等の支援を行います。	・福祉有償運送への支援
高齢者の外出機会を確保し、閉じこもりを防止するため、シルバー定期券（バス）の購入を支援します。	・高齢者外出支援事業（山形市シルバー3ヶ月定期券の購入支援）

自動車運転免許証自主返納者を対象としてタクシー券の交付を行います。	・山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業
屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。	・地域生活支援事業（移動支援事業）
リフト付き車両・ストレッチャー装着車両等による移送サービスを行い、寝たきり高齢者等の移送に困難を抱える人への支援を行います。	・高齢者移送サービス事業

②ノーマライゼーション※の推進

主な取組	主な事業
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律※」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例※」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、全ての人が利用しやすい公共施設等の整備を推進します。	・「山形市都市計画マスタープラン」に基づく事業
誰もが平等に情報に接し、利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の発行や市ホームページの作成を行います。	・情報のバリアフリー※化
・高齢者、障がい者が住み慣れた環境で生活を続けられるよう、住宅のリフォームやバリアフリー化改修に補助を行います。	・在宅介護支援住宅改修補助(山形市住宅リフォーム総合支援事業)
市内施設等のバリアフリー状況をガイドマップ化し、周知を図ります。	・山形市バリアフリーガイドマップの運営等【新規】
インターネットを活用した図書館資料の貸出・閲覧機能を持つ電子書籍サービスを整備することで、障がいのある方や高齢者をはじめ、来館が困難な市民にも読書の機会を平等に提供します。さらに、音声読み上げ文字拡大といったアクセシビリティ※機能を組み合わせ、読書のバリアフリー化を推進します。	・電子書籍サービス運用事業【新規】

第4章 施策の展開

③居住支援の充実

主な取組	主な事業
山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会 [※] の開催を通じて、居住支援法人、住宅・不動産団体及び福祉・生活支援団体と山形市の福祉部門・住宅部門とが連携し、低額所得者、高齢者、障がい者など、住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者 [※] の住まいの安定確保に向けた施策を推進します。	・山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会【新規】
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	・住居確保給付金事業（再掲）
住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録や改修に係る費用の助成を行い、住宅確保要配慮者に対する住宅の安定供給を図ります。	・住宅セーフティネット事業 [※]
高齢者が安心して居住できる住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。	・サービス付き高齢者向け住宅登録
中心市街地に所在する空き家等を活用して学生専用賃貸住宅の供給を行います。	・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業
住宅確保要配慮者のために、市営住宅の供給を行います。	・市営住宅の供給
生活困窮者等が一時的に居住する場を提供する無料低額宿泊所の設置に係る助言や指導を行います。	・社会福祉法及び厚生労働省令（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）に基づく事業

④感染症の予防対策の充実

主な取組	主な事業
感染症予防や感染症拡大防止に向け、施設の取組状況等を確認するとともに、感染対策について助言を行います。	・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業【拡充】
市公式ホームページや市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、各団体のサイトへの相互リンク、広報やまがたをはじめとした様々な媒体の活用や、研修会などにおいて積極的な情報発信を行い、感染症予防に係る正しい知識の普及、啓発を推進します。	・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業【拡充】（再掲）

2 基本目標に関連する施策・事業等

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
1 みんなが地域や社会とつながるまちづくり	(1) 地域住民が集う場づくり	① 地域における活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】 ・地域支え合いボランティア活動支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・コミュニティ支援事業
		② 様々な属性、世代を超えた交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業(再掲) ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)(再掲) ・生活支援体制整備事業(再掲) ・地域活動支援センター事業(再掲) ・地域子育て支援拠点事業(再掲) ・地域支え合いボランティア活動支援事業(再掲) ・子育てサロン運営支援事業 ・子どもの居場所づくり支援事業 ・フードドライブ・フードバンクとの連携 ・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進 ・本のひろば運営事業【新規】
	(2) 各分野が連携した支援体制の整備	① 就労支援等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金事業 ・就労準備支援事業 ・山形市勤労者生活安定資金融資貸付金 ・キャリアアップ促進給付金【拡充】 ・山形市再犯防止推進計画に基づく事業【新規】 ・高齢者の生きがいづくり支援事業(老人クラブの運営支援等) ・生活支援体制整備事業(再掲) ・農福連携【新規】 ・自立支援給付事業(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)【拡充】 ・障がい者工賃向上支援事業 ・住宅セーフティネット事業【新規】 ・市営住宅の供給
		② 誰も一人にしない取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)に基づく事業 ・こころ支えるサポーター養成 ・矯正施設所在自治体会議 ・山形市再犯防止推進計画【新規】(再掲) ・青少年指導センター街頭指導 ・青少年相談事業 ・支援対象児童等見守り強化事業【新規】 ・ひきこもり生活者支援事業【拡充】
	(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり	① 継続的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業(再掲) ・自立相談支援事業 ・生活支援体制整備事業(再掲) ・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進(再掲) ・青少年相談事業 ・介護保険制度の運営 ・山形市DV防止基本計画に基づく事業 ・山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の策定【新規】
		② アウトリーチ支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり生活者支援事業【拡充】(再掲) ・不登校児童生徒対策事業 ・福祉まるごと支援事業(再掲) ・孤独・孤立対策推進事業【新規】(再掲) ・民生委員・児童委員活動 ・福祉の地域づくり推進事業費補助 ・生活支援体制整備事業(再掲) ・支援対象児童等見守り強化事業【新規】(再掲)

第4章 施策の展開

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
2 みんなが何でも相談できるまちづくり	(1) あらゆる相談を受け止める支援体制の構築	① 断らない相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲） ・自立相談支援事業（再掲） ・地域包括支援センター運営事業 ・障がい者相談支援事業【拡充】 ・利用者支援事業【新規】 ・利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【新規】 ・山形市支援会議 ・精神保健福祉相談・家庭訪問 ・支援対象児童等見守り強化事業【新規】（再掲） ・山形市DV防止基本計画に基づく事業（再掲） ・山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の策定【新規】（再掲）
		② 地域における相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員研修事業 ・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲） ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲） ・地域福祉推進会議開催費補助【新規】 ・生活支援体制整備事業（再掲） ・在宅医療・介護連携推進事業 ・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲）
		③ 支援関係機関同士の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと支援事業（再掲） ・自立相談支援事業（再掲） ・在宅医療・介護連携推進事業（再掲） ・認知症にやさしい地域づくり事業 ・地域包括支援センター運営事業（再掲） ・重層的支援体制整備事業 ・地域ケア会議 ・山形市支援会議（再掲） ・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲） ・利用者支援事業【新規】 ・山形市DV防止基本計画に基づく事業（再掲） ・山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の策定【新規】（再掲）
	(2) 多機関の連携による支援ネットワークの構築	① 情報共有の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市支援会議（再掲） ・福祉まるごと会議 ・地域ケア会議（再掲） ・山形市高齢者等消費者被害防止ネットワーク【新規】
		② 支援関係機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動支援 ・福祉まるごと支援事業（再掲） ・自立相談支援事業（再掲） ・地域包括支援センター運営事業（再掲） ・障がい者相談支援事業【拡充】（再掲） ・利用者支援事業【新規】（再掲） ・社会福祉連携推進法人等への支援

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
3 みんながいいきと暮らせるまちづくり	(1) 市民意識の向上	① 福祉の周知啓発・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信 ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等) (再掲) ・在宅医療・介護連携推進事業 (再掲) ・福祉制度説明会の開催【新規】 ・「福祉制度利用のしおり」の作成【新規】
		② 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉啓発推進事業(福祉教育校指定事業) ・認知症サポーター等養成事業
		③ 住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・SUKSK生活推進事業 ・こころ支えるサポーターの養成(再掲) ・各種出前講座の実施 ・地域福祉推進会議開催費補助【新規】(再掲) ・福祉の地域づくり推進費補助事業(再掲) ・いきいき地域づくり支援事業 ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)【拡充】(再掲) ・高齢者の生きがいづくり支援事業(再掲) ・地域支え合いボランティア活動支援事業(再掲) ・山形市文化創造都市推進基本計画に基づく事業
		④ 個性や多様性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・支援条例の制定【新規】 ・山形市第5次障がい者基本計画に基づく事業 ・障がい者差別解消推進事業【拡充】 ・認知症サポーター等養成事業(再掲) ・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業(再掲)
	(2) 福祉の人材育成と活躍の場づくり	① 福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター等養成事業(再掲) ・こころ支えるサポーターの養成(再掲) ・健康ボランティア事業 ・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】 ・民生委員・児童委員研修事業(再掲) ・福祉の地域づくり推進事業費補助事業(再掲) ・地域福祉推進会議開催費補助事業【新規】(再掲) ・人材確保定着支援事業【新規】 ・人材確保定着支援事業(障がい福祉分野)【新規】
		② 福祉活動の場の整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業(再掲) ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場等)(再掲) ・生活支援体制整備事業(再掲) ・地域活動支援センター事業(再掲) ・地域子育て支援拠点事業(再掲) ・地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金(再掲) ・子育てサロン運営支援事業(再掲)
		③ ボランティア活動充実のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉啓発推進事業(福祉教育校指定事業)(再掲) ・福祉ボランティア活動育成支援事業(再掲) ・NPO法人の認証 ・市民活動活性化事業 ・小規模法人のネットワーク化による協働推進事業【新規】(再掲)
	(3) 地域活動の担い手づくり	① 地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信 ・コミュニティセンター、公民館活動の周知 ・自治推進委員活動の推進 ・自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金 ・自治会、町内会への加入促進 ・生活支援体制整備事業(再掲)
		② 世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター、公民館活動の充実 ・親子行事等の推進 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進事業(再掲) ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業(再掲)
		③ 地域活動の周知・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信

第4章 施策の展開

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
4 みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり	(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり	① 災害発生に備えた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の地域づくり推進事業費補助（再掲） ・自主防災組織育成事業【拡充】 ・山形市地域防災計画に基づく事業 ・地域福祉推進会議開催費補助事業 ・防災に関する周知啓発【新規】
		② 避難行動要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市地域防災計画に基づく事業（再掲） ・山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づく事業 ・高齢者・障がい者に係る個別避難計画作成事業 ・自主防災組織育成事業【拡充】（再掲）
		③ 福祉避難所等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の整備【拡充】 ・山形市地域防災計画に基づく事業（再掲） ・山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づく事業（再掲） ・災害ボランティアセンターの設置支援
	(2) 権利擁護の推進	① 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・児童虐待防止法に基づく事業 ・児童福祉法等に基づく事業 ・高齢者虐待防止、虐待の早期発見・早期対応 ・山形市高齢者保健福祉計画に基づく事業 ・山形市こども計画に基づく事業 ・児童家庭相談事業 ・要保護児童対策地域協議会（再掲） ・山形市第5次障がい者基本計画に基づく事業（再掲） ・第5次「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づく事業（再掲） ・山形市DV防止基本計画に基づく事業（再掲） ・山形市困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画の策定【新規】（再掲）
			② 権利擁護の取組・成年後見制度の利用促進
	(3) 暮らしやすいまちづくりの推進	① 移動手段の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市地域公共交通計画に基づく事業 ・山形市コミュニティバス（高齢者乗車証の発行等）事業 ・福祉タクシー（普通タクシー・リフト付タクシー）利用券交付事業 ・福祉給油券交付事業 ・福祉有償運送への支援 ・高齢者外出支援事業（山形市シルバー3ヶ月定期券の購入支援） ・山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業 ・地域生活支援事業（移動支援事業） ・高齢者移送サービス事業 ・高齢者移動支援サービス事業
			② ノーマライゼーションの推進
		③ 居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会【新規】 ・住居確保給付金事業（再掲） ・住宅セーフティネット事業（再掲） ・サービス付き高齢者向け住宅登録 ・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業 ・山形市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 ・高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業 ・市営住宅の供給（再掲） ・社会福祉法及び厚生労働省令（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）に基づく事業
		④ 感染症の予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に係る正しい知識の普及・啓発事業【拡充】

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景と目的

重層的支援体制整備事業（以下：重層事業）は、令和3年4月の社会福祉法の改正により市町村の任意事業として創設された事業です。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。

山形市においては、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、包括的な支援体制の整備をはじめとした取組を一体的に実施するため、「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」を「山形市地域福祉計画」とあわせて策定します。

(2) 計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成するものであり、「第4次山形市地域福祉計画」における基本理念の実現に資する重層事業の実施体制等を定める事業実施計画です。

(3) 重層事業の概要

重層事業の実施に当たっては、次の基本的な理念に基づき、下表に記載の事業を一体的に展開します。

<基本的な理念>

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

（「重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル」より抜粋）

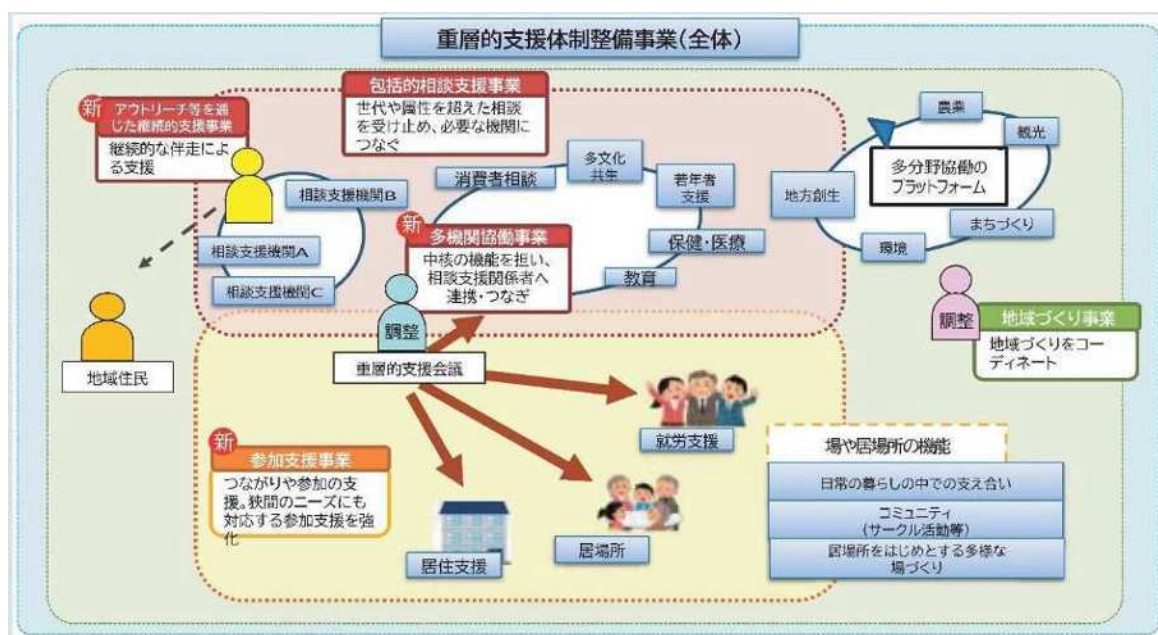
<重層事業で実施する事業>

事業項目	実施内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が届いていない人に支援を届ける。 ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ・ 支援関係機関の役割分担を図る。

(厚生労働省ホームページより)



(資料：厚生労働省「令和5年版 厚生労働白書」)

(4) 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

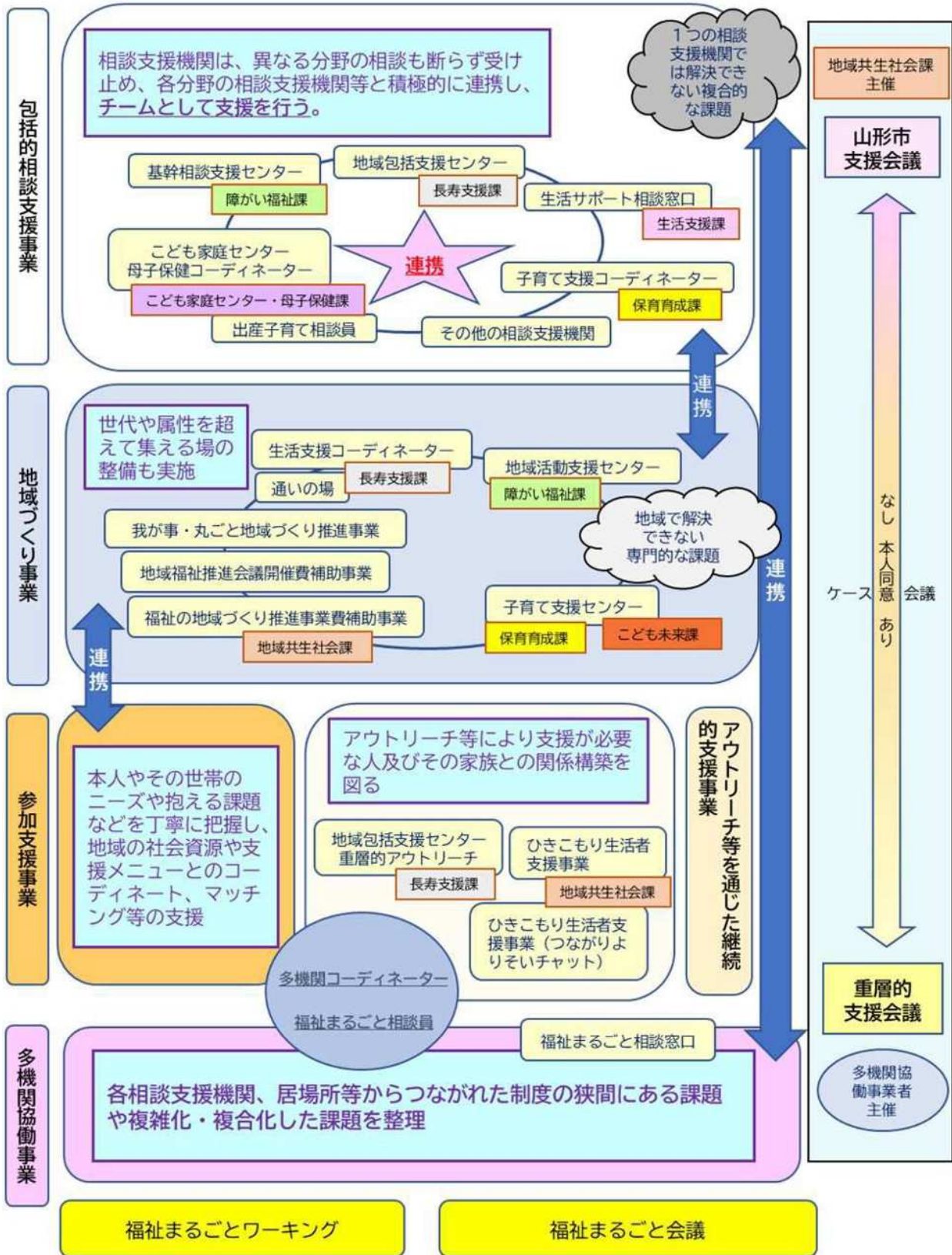
なお、社会情勢や地域社会の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 実施体制と各事業の内容

山形市における、重層事業の実施体制は次のとおりです。

事業名	分野	個別事業名（国）	山形市事業名等 （窓口・居場所等名）	事業実施課	
包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業 （地域包括支援センター）	福祉推進部 長寿支援課	
	障がい	障害者相談支援事業	障がい者相談支援委託事業 （基幹相談支援センター）	福祉推進部 障がい福祉課	
	こども	利用者支援事業（特定型）	子育て支援コーディネーターの配置		こども未来部 保育育成課
		利用者支援事業 （こども家庭センター型）	こども家庭センター運営事業		こども未来部 こども家庭センター 健康医療部 母子保健課
		利用者支援事業 （妊婦等包括相談支援事業型）	妊婦等包括相談支援事業		健康医療部 母子保健課
	困窮	生活困窮者自立相談支援事業		生活困窮者自立相談支援事業 （生活サポート相談窓口）	福祉推進部 生活支援課
				ひきこもり生活者支援事業	福祉推進部 地域共生社会課
			ひきこもり生活者支援事業 （つながりよりせいチャット）	福祉推進部 地域共生社会課	
地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域介護予防活動支援事業 （住民主体の通いの場）	福祉推進部 長寿支援課	
		生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーター）		
	障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センター）	福祉推進部 障がい福祉課	
	こども	地域子育て支援拠点事業		市立保育所の運営管理に要する経費 （子育て支援センター）	こども未来部 保育育成課
				子育て支援施設あ〜べ運営補助事業費 児童遊戯施設の運営管理に要する経費 （子育て支援センター）	こども未来部 こども未来課
				子育て支援ネットワーク事業 （子育て支援センター）	こども未来部 保育育成課
	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		我が事・丸ごと地域づくり推進事業	福祉推進部 地域共生社会課
				地域福祉推進会議開催費補助事業	
				福祉の地域づくり推進事業費補助事業	
	多機関協働事業	参加支援事業		福祉まるごと支援事業 （多機関コーディネーターと福祉まるごと相談員による支援）	福祉推進部 地域共生社会課
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		地域包括支援センター重層的アウトリーチ	福祉推進部 長寿支援課	

山形市の重層的支援体制整備事業イメージ図



(1) 包括的相談支援事業

ア 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

相談窓口で受け止めた相談のうち、1つの相談支援機関のみでは解決が難しい場合は、他の支援機関につなぎ、連携を図りながら支援を行います。また、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担や課題の整理が必要な場合や、制度の狭間にある課題で支援を行う者が不明となっている相談については、多機関コーディネーターにつなぎます。

多機関コーディネーターによって課題が整理された相談や、重層的支援会議等で役割分担がなされた相談については、支援関係機関につなぎ戻し、適切な支援を行います。

イ 山形市の包括的相談支援事業

分野	国事業名	包括的相談支援機関名	事業実施課
	市事業名		
介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター (業務委託・15か所)	福祉推進部 長寿支援課
	地域包括支援センター運営事業		
障がい	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター (業務委託・6か所)	福祉推進部 障がい福祉課
	障がい者相談支援委託事業		
子ども	利用者支援事業(特定型)	子育て支援コーディネーター (直営・保育育成課内に配置)	子ども未来部 保育育成課
	子育て支援コーディネーターの配置		
	利用者支援事業(子ども家庭センター型)	母子保健コーディネーター (直営・子ども家庭センター、母子保健課内に配置)	子ども未来部 子ども家庭センター 健康医療部 母子保健課
	子ども家庭センター運営事業		
	利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)	出産子育て相談員 (直営・母子保健課内に配置)	健康医療部 母子保健課
妊婦等包括相談支援事業			
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活サポート相談窓口 (業務委託・2か所)	福祉推進部 生活支援課
	生活困窮者自立相談支援事業		
	生活困窮者自立相談支援事業	ひきこもり相談支援員 (業務委託・1か所)	福祉推進部 地域共生社会課
	ひきこもり生活者支援事業		
	生活困窮者自立相談支援事業	LINE (業務委託・1か所)	福祉推進部 地域共生社会課
ひきこもり生活者支援事業 (つながりよりそいチャット)			

(2) 地域づくり事業

ア 事業の概要

重層事業における「地域づくり事業」は、介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。また、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。これにより地域の社会資源を幅広くアセスメント（客観的評価）したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

地域づくり事業において、把握し受け止めた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の相談支援機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複雑化・複合化した課題については多機関協働事業者や包括的支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応します。

イ 山形市の地域づくり事業

分野	国事業名	事業形態	事業実施課
	市事業名		
介護	地域介護予防活動支援事業	業務委託	福祉推進部 長寿支援課
	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場）		
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター (業務委託・市内17名配置)	福祉推進部 長寿支援課
	生活支援体制整備事業		
障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター (業務委託・4か所)	福祉推進部 障がい福祉課
	地域活動支援センター機能強化事業		
こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター (直営・2か所)	こども未来部 保育育成課
	市立保育所の運営管理に要する経費		
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター (補助金・1か所、指定管理・1か所、 PFI(指定管理)・1か所)	こども未来部 こども未来課
	・子育て支援施設あ〜へ運営補助事業費 ・児童遊戯施設の運営管理に要する経費		
	地域子育て支援拠点事業		
	子育て支援ネットワーク事業	子育て支援センター (補助金・22か所)	こども未来部 保育育成課
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	業務委託 補助金	福祉推進部 地域共生社会課
	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業		
	・地域福祉推進会議開催費補助事業		
	・福祉の地域づくり推進事業費補助事業		

(3) 多機関協働事業

ア 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、制度の狭間にあり支援者が明確でない課題や、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握を行います。同時に各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うといった、直接的な支援を行うこともあります。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

(4) 参加支援事業

ア 事業の概要

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ア 事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人及びその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況にかかる情報を幅広く収集します。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

3 重層事業実施に係る会議の開催

山形市における重層事業の実施のため、下記の会議を設置します。

(1) 重層的支援会議（本人同意あり）

ア 目的

重層的支援会議は、本人の同意がある場合で、本人への支援が適切かつ円滑に実施されるため、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成するものです。

イ 会議の主催及び開催方法

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催し、随時開催とします。

ウ 会議の参加者

会議の参加者については、原則、多機関協働事業者である多機関コーディネーター及び福祉まると相談員、山形市は必須とします。また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人やその世帯を取り巻く地域の関係者が参加することが望ましい場合は、必要に応じて参加者を決定します。

(2) 支援会議（本人同意なし）

ア 目的

重層事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な状況共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定に基づき、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関を始めとする関係者により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課せられる支援会議を開催します。

イ 会議の主催及び開催方法

支援会議は山形市（福祉推進部地域共生社会課）が主催し、随時開催とします。

ウ 構成員

支援会議の構成員は関係課等・相談機関に属する者及び、その他市長が必要と認めるものです。

4 重層事業の推進体制

重層事業は、多分野・多機関に渡る相談機関との連携が重要となります。包括的な相談体制を構築し、対象者の早期発見、課題の早期解決を図るための会議等を設置します。

(1) 福祉まるごと会議

ア 目的

現在の仕組みでは対応することができない困難な問題等の共有と、それに対応するための新たな仕組みづくり等、包括的な支援体制の構築に向けて必要な事項について協議します。

イ 構成員（令和8年（2026年）3月末現在）

① 関係部長

福祉推進部長、健康医療部長、こども未来部長

② 関係課長

総務部 広報課長

財政部 納税課長

企画調整部 男女共同参画センター所長

市民生活部 市民課長、市民相談課長、国民健康保険課長

健康医療部 精神保健・感染症対策室長、母子保健課長、動物愛護センター長

環境部 環境課長、循環型社会推進課長、廃棄物指導課長

福祉推進部 地域共生社会課長、生活支援課長、長寿支援課長、

介護保険課長、障がい福祉課長

こども未来部 こども未来課長、保育育成課長、こども家庭センター所長

商工観光部 働きやすさ追求室長

まちづくり政策部 住宅政策課長

上下水道部 業務課長

教育委員会 学校教育課長、社会教育青少年課長

③ 山形市社会福祉協議会

事務局長、相談支援課長

ウ 開催時期

随時開催

(2) 福祉まるごとワーキンググループ

ア 目的

重層事業の実施に関する課題の共有やその解決に向けた検討、まるごと会議においてワーキングで整理する必要があると認められた事項の協議等を行います。

イ 構成員

福祉まるごと会議構成員所属課等の担当職員等

ウ 開催時期

随時開催

5 計画の進捗管理と評価、見直しについて

(1) 計画の進捗管理

本計画は、「第4次山形市地域福祉計画」と一体的に実施するため、同計画における成果指標により進捗状況を確認します。

(2) 計画の評価

山形市地域福祉計画の進捗状況を評価する、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において評価を実施します。

(3) 計画の見直し

計画の評価において事業の改善が必要と判断された場合や、社会情勢が大きく変化した場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。

第6章 計画の推進と評価

1 施策を推進するための視点（横ぐし）

(1) 関係機関・団体との連携

本計画の基本理念の実現を図るためには、地域住民を始め、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉事業者、NPO法人等、ボランティア団体及び学校等、様々な主体と行政が連携・協働して取り組むことが必要です。それぞれの主体が自らの役割を確認し、地域とつながり、連携した取組を推進します。

さらに山形市社会福祉協議会は、山形市の地域福祉を推進する中心的な役割を担うことが期待されています。山形市をはじめ、地域福祉を推進する各団体と連携を図り、様々な活動への取組を推進します。本計画と同協議会が策定する「山形市地域福祉活動計画」とは、進捗状況や評価を共有しながら、相互に連携を図ります。

(2) 市役所内の部局横断的な連携

本計画は山形市の地域福祉を総合的に推進する計画であり、福祉分野の上位計画に位置付けられています。さらに「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」をあわせて策定しており、分野を超えた、市役所内において部局横断的に積極的な連携・協働が必要です。

本計画に関連する施策や取組は様々な分野と深い関わりがあることから、福祉まると会議や福祉まるとワーキング等を通じて、計画の確実な推進を図ります。

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

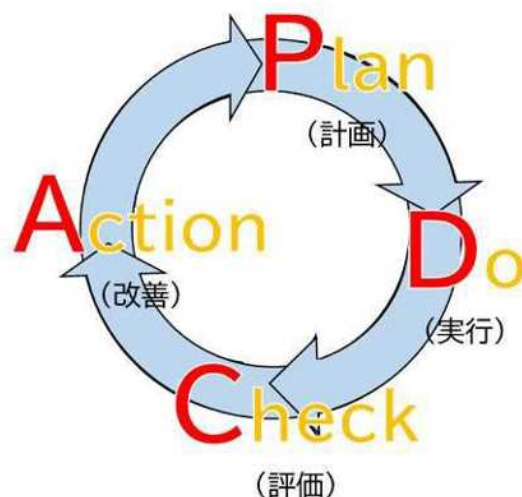
デジタル技術の活用により、市民ニーズへの対応や介護人材の確保・定着を図ります。

2 計画の進捗管理と評価について

(1) 計画の進捗管理

市役所内における、関連する施策や取組の進行管理を行います。

合わせて、法律や条例、制度改正など国や県における動向や社会情勢も注視しながら、PDCA*サイクルを活用し、本計画の実行、評価、改善、次期計画の策定につなげます。



(2) 計画の評価

地域福祉に関する有識者や関係者で構成する山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下：地域福祉専門分科会）において、計画の中間年度に当たる令和10年度に中間評価を、計画の最終年度に当たる令和12年度に最終評価を実施します。

評価においては、成果指標による定量的な評価と、地域福祉専門分科会委員による定性的な評価をあわせて、広く地域の方々からの意見を伺ったうえで、総合的な評価を行います。

3 成果指標の設定

本計画の着実な推進と、計画期間における取組を定量的に評価するため、本計画における全ての基本目標に関連する成果指標として、下記の3項目を設定します。

なお、計画の評価に当たっては、評価実施年度において把握可能な最新値で評価を行います。

成果指標1	現状値 (令和6年度(2024年度))	中間評価 (令和9年度(2027年度))	最終評価 (令和11年度(2029年度))
「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」における実施拠点数	23拠点	32拠点	35拠点

【指標の考え方】

山形市では、市役所や支援機関に出向かなくても、身近な場所でいつでも気軽に相談ができる拠点の設置を進めています。高齢者世帯の増加により地域内のニーズが見込まれることから、「山形市発展計画2030」において、令和22年度(2040年度)までに市内30地区それぞれに2拠点以上の設置を目標に掲げています。

地域の相談拠点において、地域生活課題を我が事として捉え、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することで、地域のさまざまな資源を最大限活用することが可能になります。これにより人と人とのつながりを「再生・再構築」することで、住民を主体とした豊かな地域づくりの着実な実現につながります。

成果指標2	現状値 (令和6年度(2024年度))	中間評価 (令和9年度(2027年度))	最終評価 (令和11年度(2029年度))
要介護認定を受けずに健康に生活している高齢者の割合	83.0%	83.2%	83.2%

【指標の考え方】

医療環境に恵まれている山形市は、これまでの介護予防の取組とSUKSK生活の浸透をあわせた相乗効果により健康寿命と平均寿命が着実に延伸しています。

現在、山形市の要介護認定を受けずに健康に生活している高齢者の割合は全国と比べても高い水準にあり、今後、高齢者人口が増加していく中において、住み慣れた地域において指標とする割合を維持することはとても重要です。日頃からの顔なじみが近所にいる「安心感」や「つながり」による生きがいを芽生えさせ、市民がいきいきと健康に暮らせる元気なまちへとつながります。

第6章 計画の推進と評価

成果指標3	現状値	中間評価	最終評価
	(令和6年度(2024年度))	(令和9年度(2027年度))	(令和11年度(2029年度))
個別避難計画の作成累計数	1,122件	1,700件	2,100件

【指標の考え方】

山形市が実施したモデル事業等における個別避難計画の作成の同意率は、全体のうち3～4割程度と低い現状にあります。個別避難計画の作成に同意しない方の中には、制度の内容を理解していない方もいることが想定されるため、制度の周知啓発に努めるとともに、避難行動要支援者の中でも優先度が高い在宅の要介護3以上の方や重度の障がいのある方で同意を得られる方全員の作成を目標に、令和11年度までに約1,000件の作成を目指します。

平常時から要支援者本人、避難支援等関係者と地域住民がつながり、協働し、支援体制を構築することで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

資料編

1 社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日法律第45号

最終改正：令和6年6月12日号外法律第47号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関

と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 山形市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例等)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項（山形市子ども・子育て会議条例（平成25年市条例第29号）第3条に規定する山形市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の所掌事務に係るものを除く。）及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、法及び前項に規定するもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項その他同法に規定する事項に関する事項（子ども・子育て会議の所掌事務に係るものを除く。）を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 法第9条に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長の職務代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用については、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなす。

資料編

6 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門分科会の設置、所掌事項等)

第8条 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、障がい者福祉専門分科会と称する。

2 障がい者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 知的障がい者の福祉に関する事項

(2) 精神障がい者の福祉に関する事項

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、第2条第2項に規定する事項を調査審議する。

4 前2項及び法第11条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、審議会にそれぞれ当該各号に定める専門分科会を置く。

(1) 地域福祉の推進に関する事項 地域福祉専門分科会

(2) 高齢者の福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会

5 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の組織及び運営)

第9条 専門分科会(民生委員審査専門分科会(法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会をいう。第5項において同じ。))を除く。第6項において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選により定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第6条第1項及び第3項から第6項までの規定(民生委員審査専門分科会にあっては、第5項を除く。)は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第4項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第6項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により、障がい者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 前項の審査部会は、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する当該指定の取消しに関する事項

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び同法第68条第1項に規定する当該指定の取消しに関する事項

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、福祉推進部及びこども未来部において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（山形市福祉審議会条例の廃止）

2 山形市福祉審議会条例（平成8年市条例第2号）は、廃止する。

3 山形市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市社会福祉審議会条例（平成30年市条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。

(副専門分科会長)

第3条 条例第9条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、審議会の各専門分科会に副専門分科会長を置く。

(専門分科会の決議)

第4条 条例第9条第6項の規定により専門分科会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

(審査部会)

第5条 障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定めるものとする。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、審査部会の事務を総理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。
- 7 審査部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。
- 8 会議は、その属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 法第9条に規定する特別な事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の適用については、当該特別な事項に係る臨時委員を委員とみなす。

(審査部会の会議の特例)

第6条 部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、その審査部会に属する委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めることによる各委員及び臨時委員の審議をもって、審査部会の会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第7条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあってはこの限りでない。

(委員の除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己又は自己が従事する業務等に直接の利害関係があ

る事項については、審議会若しくは専門分科会又は審査部会における審議及び議事に参加することができない。

(会議の非公開)

第9条 民生委員審査専門分科会及び審査部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉推進部地域共生社会課において総括する。ただし、次の各号に掲げる分科会等の庶務については、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉推進部地域共生社会課
- (2) 障がい者福祉専門分科会 福祉推進部障がい福祉課
- (3) 地域福祉専門分科会 福祉推進部地域共生社会課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉推進部長寿支援課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども未来課、こども未来部指導監査室、こども未来部こども家庭支援課
- (6) 審査部会 福祉推進部障がい福祉課

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

別表（第4条関係）

分科会名	調査審議事項	審議会の決議とする事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）が推薦した者に対する意見 (2) 推薦会が推薦した者が適当でないと認め、市長が推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見 (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見 (4) 市長が民生委員の解嘱について厚生労働大臣に具申することへの同意 (5) 民生委員の解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告 (6) 前号の事前通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾 (7) 第5号の事前通告を受けた民生委員からの意見の聴取
障がい者福祉専門分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障がい者の福祉に関する事項 (2) 知的障がい者の福祉に関する事項 (3) 精神障がい者の福祉に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 知的障がい者の福祉を図るために行う、出版物等を製作し、又は販売する者等に対する必要な勧告 (2) 山形市障がい者基本計画の策定 (3) 前2号に掲げるもののほか、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事項

	い者の福祉に関する事項	
児童福祉専門分科会	(1) する事項 (2) 条例第2条第2項に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童の福祉を図るために行う、芸能、出版物、玩具、遊戯具等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告 (2) 設備又は運営が最低水準に達せず、かつ、児童の福祉に著しく有害と認められる助産施設、母子生活支援施設又は保育所設置者に事業停止を命ずる場合の意見 (3) 助産施設、母子生活支援施設又は保育所に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (4) 家庭的保育事業等を認可する場合の意見 (5) 保育所の設置を認可する場合の意見 (6) 届出保育施設に事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (7) 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (8) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市が停止する場合の意見 (9) 母子保健に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (10) 前各号に掲げるもののほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項 (11) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見 (12) 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (13) 幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見 (14) 幼保連携型認定こども園に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 山形市地域福祉計画の策定又は変更 (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 (2) 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止又

		は設置の認可を取消す場合の意見 (3) 山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定
--	--	--

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

4 山形市社会福祉審議会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏 名	勤務先・所属団体
五十嵐 元徳	公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表
伊藤 孝	特定非営利活動法人山形県ひとり親家庭福祉会 事務局長
岩澤 明子	山形市手をつなぐ育成会 会長
大竹 まり子	暮らしの保健室やまがた 会長
大村 一史	山形大学地域教育文化学部 教授
大桃 伸一	東北文教大学 人間科学部長
海和 伸吉	山形市民間立保育園・認定こども園協議会 副会長
門脇 徹	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長
金谷 透 (◎)	一般社団法人山形市医師会 会長
熊坂 聡	宮城学院女子大学 教育学部教育学科名誉教授
今野 厚志	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
佐田 静枝	山形県精神保健福祉士協会 精神保健福祉士
下村 美保 (○)	東北文教大学 人間科学部准教授
菅野 弘美	公益社団法人山形県看護協会 常任理事
高田 元	一般社団法人山形市歯科医師会 専務理事
高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
高橋 恵美子	山形市民生委員児童委員連合会 理事
高橋 邦之	一般社団法人山形市医師会 理事
滝口 明子	富の中いきいき百歳体操 代表
田中 智子	山形市福祉団体連絡会
丹野 克子	一般社団法人山形県介護支援専門員協会 副会長
筒井 伸	山形市薬剤師会 会長
中井 伸一	一般社団法人山形市医師会 理事

氏 名	勤務先・所属団体
長岡 茂樹	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
長瀬 武久	山形市民生委員児童委員連合会 副会長
中村 昌彦	山形市小学校長会（山形市立明治小学校 校長）
野口 比呂美	認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 代表
原田 久雄	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
藤澤 睦夫	山形市老人クラブ連合会 会長
増川 州宏	山形市身体障害者福祉協会 会長
松田 幸子	山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長
森谷 久美	山形大学附属特別支援学校 校長
横倉 克則	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 施設長
渡邊 陽	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事

（◎委員長 ○副委員長）

5 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏 名	勤務先・所属団体
門脇 徹	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長
今野 厚志 (◎)	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
下村 美保 (○)	東北文教大学人間科学部 准教授
高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
長岡 茂樹	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
増川 州宏	山形市身体障害者福祉協会 会長
渡邊 陽	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事

(◎分科会長 ○副分科会長)

6 策定経過

日 程	内 容
令和7年 6月 9日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （「第3次山形市地域福祉計画」最終評価作業依頼）
8月 7日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （「第3次山形市地域福祉計画」最終評価協議）
8月29日	第1回関係課担当者ワーキング（骨子案の検討）
9月24日	第1回関係課長会議（骨子案の検討）
10月 3日	第1回関係部長会議（骨子案の検討）
10月17日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （骨子案協議）
10月29日	第2回関係課担当者ワーキング（計画案の検討）
11月13日	第2回関係課長会議（計画案の検討）
11月20日	第2回関係部長会議（計画案の検討）
12月 8日	市議会12月定例会（計画案概要報告）
12月16日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （計画素案協議）
1月23日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （市長より山形市社会福祉審議会へ計画（案）の諮問、調査審議）
2月 日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科委員による計画（案）の調査審議及び答申内容の決定）
3月 5日	山形市社会福祉審議会より市長へ計画（案）の答申
3月 日	市議会3月定例会（策定報告）

7 用語説明集

【あ行】

○ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。介護現場においては、ICTを導入することにより、業務の効率化による負担軽減や現場環境の改善、介護サービスの質の向上等が期待される。

○アウトリーチ

さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

○アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

○いきいき百歳体操

介護予防を目的とする、高知市が作成した高齢者向けの筋力トレーニングのための体操。

○いきいき山形男女共同参画プラン

「山形市男女共同参画推進条例」に基づき、誰もがいきいきと生活できる「男女共同参画のまち山形」の実現に向けて山形市が取り組むべき施策を総合的に定めた計画。

○いのち支える山形市自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない山形市」の実現を目指して、山形市の状況に応じた施策を体系的に示す計画。

○インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援ではなく、家族、近隣の方、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などによるサービス・支援のこと。

○AI（エーアイ）

Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習、推論、判断等の人間の知能の働きを人工的に再現したもの。

○おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の役割を担う機関。認知症に関する専門医を含む複数の専門職を配置している。「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその家族に対し、アセスメント、体調管理、環境改善、家族支援などの支援を包括的・集中的に行う。「認知症地域支援推進員」は、認知症の理解や

対応の普及啓発、認知症の方や家族を支える支援機関のネットワーク体制づくりなど、地域の実情に応じた様々な取組を行う。

【か行】

○学習生活支援員

生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に、個別の家庭訪問やこどもの養育に必要な情報提供といった生活支援を行う支援員。山形市では生活支援課に配置されている。

○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、当該学校の所在する地域の住民や、当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が、当該学校の運営に関して協議する機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。

○聴こえくつきり事業

医・産・学・官が連携し、普及啓発、早期発見（アプリを活用したチェック、または自ら補聴器相談医を受診）、補聴器相談医による診察や補聴器購入支援等の早期対応、補聴器相談医や認定補聴器専門店によるフォローアップ、データ分析までの一連の事業をパッケージ化して実施する事業。

○基幹相談支援センター

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う事業所などからの相談を受け、必要な情報の提供等を行うための総合相談窓口として市内相談支援事業者に委託して設置している。

○健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を送れる期間のこと。

○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がい者や高齢者等が、その人らしく地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の利用、虐待の未然防止・対応、消費者被害防止に関する諸制度の活用等を通じて、意思決定支援と権利侵害からの回復支援を両輪とし、障がい者や高齢者等の生活を支援するもの。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、ハード・ソフト面において、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。通称「バリアフリー法」。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

資料編

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとした法律。通称「高齢者虐待防止法」。

○こころ支えるサポーター

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。ゲートキーパー。山形市では「こころ支えるサポーター」と呼んでいる。

○子育て支援コーディネーター

子育てに関する相談や保育所等の入所申請に関する相談、保育サービスに関する情報提供等の支援を行う相談員。

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設。

○こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を生かしながら、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施する機関。

○個別避難計画

災害時に誰が、どこへ、どのような方法で避難するか、支援者や避難先を具体的に記載する計画。福祉専門職が本人や家族と対話しながら作成することが重要とされている。

【さ行】

○災害ボランティアセンター

災害時に、被災者・被災地を取り巻く環境の変化を正しく受け止め、ニーズを把握し、的確に支援を行うため、山形市社会福祉協議会が地域住民や関係機関の協力を得ながら設置する支援活動拠点。

○在宅医療・介護連携室ポピー

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療と介護の連携を図るために、山形市医師会内に設置している機関。市民と医療・介護事業者のための相談支援、在宅医療と介護の連携に関する会議や研修会の開催、課題抽出、医療介護資源の情報発信、人生会議（ACP）の普及啓発などを行う。

○自主防災組織

町内会単位（山形市では町内会単位を推奨）で組織され、平常時及び災害時において自主的に防災活動に取り組む組織のこと。

○自治推進委員

地域における様々な活動の中心として、自治活動の推進や広報・広聴活動、市政に対する理解と協力の促進等、重要な役割を担う。

○市民後見人

市民後見人養成研修等を受講した一般市民の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された者。市民としての目線で、被後見人等である障がい者や高齢者等に寄り添う身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見事務を進めることが期待される。

○市民後見人養成研修

弁護士などの専門職後見人に加え、市民による後見人等を担う人材を育成し、地域における権利擁護支援に向けた取組を推進することを目的として、山形県が実施する研修。市民後見人になるためには、必要な知識を得た後、家庭裁判所より成年後見人として選任される必要がある。

○社会福祉連携推進法人

社会福祉法人間の連携方策として、令和2年6月の社会福祉法の改正により創設された社会福祉法人を中核とする非営利連携法人。社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者や社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者を社員とし、具体的な業務として「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」や「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」などが想定されている。

○住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に規定する住宅の確保に特に配慮を必要とする人。具体的には、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、こどもを養育する者等をいう。

○住宅確保要配慮者居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、情報提供等支援を実施するもの。

○住宅セーフティネット制度

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、こどもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める外国人等（住宅確保要配慮者）の住宅の確保が困難な者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居

資料編

を拒まない賃貸住宅の登録制度の運用、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化することにより、専用住宅を含めた登録の推進を図るもの。

○住民主体の通いの場

地域住民が主体となって、週1回以上、いきいき百歳体操等の介護予防に資する活動を行う場。活動は、より多くの高齢者が気軽に参加できるよう、地区集会所、コミュニティセンター、公民館、介護施設など、様々な会場で実施されている。参加することで、足腰の力などの維持・向上につながり、また外出の機会や住民同士での地域づくりにつながる効果がある。

○出産・子育て相談員

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報配信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う保健師・助産の資格を持った相談員。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。通称「障害者虐待防止法」。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。通称「障害者差別解消法」。

○シルバー人材センター

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、おおむね60歳以上の会員で構成されている。山形市シルバー人材センターは、昭和55年に設置されて以来、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を会員に提供しており、活力ある地域社会づくりを担っている。

○SUKSK（スクスク）生活

健康寿命の延伸に向けて山形市が提唱している、「食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会参加(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)」に留意する生活。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉についての専門性を持ち、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携、保護者・教職員に対する支援などを行う者。(こども計画)

○スクールソーシャルワーク・コーディネーター

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワー

クの構築、スクールソーシャルワーカーへの助言等の支援を行う専門職。山形市教育委員会に配置される。

○ステップアップ講座

認知症サポーターを対象に、認知症の人やその家族等の支援についてより実践的に学ぶ講座。

○生成A I（エーアイ）

「Generative AI：ジェネレーティブエーアイ」とも呼ばれ、さまざまなコンテンツを生成できるA Iのこと。従来のA Iが決められた行為の自動化が目的であるのに対し、生成A Iはデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としている。

○生活サポート相談窓口

失業や離職、病気など様々な困りごとを抱え経済的に困窮している人の相談を受け、関係機関と連携しながら課題解決に向けてサポートしている相談窓口。山形市社会福祉協議会と山形市役所の2か所に開設している。

○生活支援コーディネーター

地域の支え合いを進めるため、地域における生活支援や介護予防の体制・仕組みづくりや、活動の継続に向けた相談及び調整を行う専門職。地域包括支援センターとの協働や地域関係者との情報交換により、地域のネットワーク構築を促進している。地域支え合い推進員。

○青少年指導センター指導委員

青少年の健全育成と非行防止等の活動を行う指導委員。平日の繁華街を中心とした街頭指導や長期休業期間中の各地区の巡回及び危険箇所の点検等を行っている。山形市教育委員会が委嘱する、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、青少年育成推進員、教員、PTA会員等で構成される。

○成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症等）により自己判断能力が十分でない人について、本人に代わって契約や財産管理等を行う、本人のみで行った不利益な契約等の行為を取り消す等、本人を保護し援助を行う制度。成年後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人を決めておく任意後見制度の2つがある。

【た行】

○ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

資料編

○団塊ジュニア

昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代。団塊世代(昭和22(1947)年から昭和24年(1949)年に生まれた世代)を親に持つ世代であることから、このように呼ばれる。

○地域活動支援センター

障がい者に対し、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う施設。

○地域包括支援センター

市内30地区を基本として14の圏域を定め、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援するため設置している機関。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等を配置し、地域の身近な総合相談窓口として、地域で暮らす高齢者やその家族を介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的にサポートしている。

○地区防災計画

自主防災組織を構成する住民及び事業者が主体となり策定した、当該地域における災害時の自発的な防災活動に関する事項を規定した計画をいう。

○通所型サービスB

介護保険法の規定に基づき、住民主体の支え合い活動により運営する居場所。趣味活動や運動等、高齢者の交流を目的としており、社会参加・見守り・支え合い関係の構築等につながる。

○DX(ディーエックス)

デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術で人生の生活をより良いものに変化するという意味。

【な行】

○認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方々のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方等を学ぶことにより、認知症サポーターとなる。

○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

【は行】

○8050(はちまるごーまる)世帯

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために、経済的・精神的に強い負担を請け負うという問題を抱える世帯。

○バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建設や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁をすること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

○PDCA（ピーディーシーイー）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つ。

○避難行動支援制度

災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援等の手助けが受けられるように、平常時から、避難支援が必要と思われる方の名簿作成や名簿提供に同意された方の情報の避難支援等関係者への提供、個別避難計画の作成支援など、要支援者本人、地域住民と市が協働しなら体制づくりを進める制度。

○福祉教育指定校

小中学校の児童・生徒を対象として、福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社会連帯の精神を養うために、山形市社会福祉協議会が毎年、市内小中学校から24校を福祉教育指定校として指定し、福祉学習、ボランティア活動参加、地域社会との交流などの福祉活動を行うもの。

○福祉協力員

地域の社会福祉活動を目的に、山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民。約50世帯に1人の割合で配置されている。町内会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声かけ、見守り活動等を行っている。

○福祉避難所

介助が必要な高齢者、障がい者、妊産婦など、避難生活において何らかの特別な配慮を要する方が滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する避難所。地震、風水害その他の災害が発生した際、山形市が必要と認める場合に、福祉避難所の開設を決定する。

○福祉マップ

誰もが安心して地域で暮らせるよう、高齢者や障がいのある方等の状況把握や緊急時の支援体制の構築、日常的支援体制のネットワーク構築等を図るため、地域住民が地区の住宅地図等に支援を必要とする世帯や地域の施設等の情報等を書き加えたもの。

○福祉まるごと相談員

地域の中で様々な課題や制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、様々な制度や社会資源を活用し、制度と制度をつなぐ役割を担う福祉の専門職。

○福祉有償運送

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービス。

○フードドライブ

主に家庭で余っているまだ食べられる食品を持ち寄り集めて福祉団体等へ寄贈すること。

○フードバンク

家庭を含め企業等から食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動及び団体。

○ふれあいいいきいきサロン

山形市社会福祉協議会で行っている小地域福祉ネットワーク事業の中の1つで、隣近所の高齢者等が気軽に集まりお茶飲みや趣味活動を行い、家に閉じこもりがちな高齢者等が仲間や生きがいをつくって、地域でいきいきと暮らしていくことを目指す活動。

○平均寿命

0歳における平均余命（ある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値）のこと。

○包括的な支援体制

地域住民等や支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制。社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対して、この体制を整備する努力義務が課されている。

【ま行】

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や見守りを行い、社会福祉の増進に努めるボランティアである。こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねている。

【や行】

○山形県みんなにやさしいまちづくり条例

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢や性別、身体能力の違いなどに関わらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられるまちづくりを目指す条例。

○山形市基本構想

目標年次を設定せず、将来にわたり山形市民が共有できるまちづくりの理念。

○山形市健康プラン2035

SUKSK生活の推進を強化するほか、新たに自然に健康になれる環境づくりや、女性とこどもの健康増進の取組を進めるなど、更なる健康寿命の延伸に向け、様々な角度から市民の健康づくりに取り組むことを定めた計画。

○山形市こども計画

「山形市子ども・子育て支援事業計画」及び「山形市子どもの貧困対策に係る計画」に加えて、「子ども・若者計画に係る施策」を一体とし、山形市のこども施策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」を実現させるために策定された計画。

○山形市支援会議

社会福祉法第106条の6の規定に基づき、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う。支援関係機関を始めとする関係者で構成され、会議の構成員に対しては守秘義務が課せられる。

○山形市社会福祉協議会

山形市における社会福祉事業の効率的運営と組織活動を促進することにより、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民間の福祉団体。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての都道府県・市区町村に設置されており、住民やボランティア、各種団体、福祉関係者などとともに、地域福祉の推進を図る。

○山形市社会福祉審議会

山形市の社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条第1項の規定により設置。山形市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申する。

○山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

山形市社会福祉審議会に設置する専門分科会の1つ。地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

○山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

全ての山形市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例。

○山形市成年後見センター

成年後見制度の説明や活用法の情報提供、成年後見申立手続きについての相談等を受ける機関。山形市総合福祉センターの1階にあり、相談料は無料。

資料編

○山形市地域公共交通計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワーク及び交通サービスに関する取組をまとめた「地域交通のマスタープラン」としての役割を果たす計画。高齢者や免許返納者など交通弱者の増加や地域の移動ニーズの多様化などに伴い、きめ細やかな公共交通の充実を図る。

○山形市地域福祉活動計画

山形市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

○山形市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山形市の防災関係機関で構成する山形市防災会議が定める、市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画。

○山形市発展計画2030

総合的かつ計画的な市政運営を推進し、まちづくりの展望を示す山形市の本市の最上位の計画。

○山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画

災害時等における避難行動要支援者（自力避難が困難な高齢者や障がい者など）の安全と安心を確保するため、制度の実用性の高い運用に向けて、避難支援に係る関係機関の役割、市及び地域等における平常時と災害時等の支援体制や連携方法、制度の普及促進方策などについて定めた計画。

○山形市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童（保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。児童虐待を未然に防ぎ、地域全体でこどもを見守るため、市及び関係機関で構成。

○ヤングケアラー

家庭の介護その他の日常生活上の世話を過度に担っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満を対象としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る。）

○ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するための過程のこと。

【ら行】

○ロボット

「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」という3つの要素技術を有する智能化した機械システム。